

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(清水嘉与子君登壇、拍手)

○清水嘉与子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校または中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者には、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、体験すべき介護等の内容、社会福祉施設等の受け入れ体制の整備、事前研修の必要性、介護等体験中の事故への対応等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 建築士法の一部を改正する法律案(永田良雄君外六名発議)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。建設委員長鴻池祥肇君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鴻池祥肇君登壇、拍手)

○鴻池祥肇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、永田良雄君外六名の発議に係るものでありまして、建築士事務所業務の適正な運営等を図るため、設計の委託者に対する建築士の説明義務及び建築士事務所の開設者の書類の閲覧義務等を新たに規定するとともに、建設大臣は、指導、苦情の処理、研修等の業務を通じかつ確実にを行うことができると認められるものを、申請によりその業務を行う法人として指定することができるとする等、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、法人の指定と行政改革との関係、法人指定の基準等について質疑が行われ

ましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長直嶋正行君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(直嶋正行君登壇、拍手)

○直嶋正行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、外国人観光旅客の来訪を促進する地域の整備、交通、宿泊などの旅行に要する費用

の低廉化、通訳案内などの接遇の向上等、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、国際観光が果たす役割の重要性の認識、外国人観光旅客の来訪促進地域の概要、外国人観光の宣伝及び受け入れ体制の課題、地域限定通訳案内業免許の概要と問題点等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働者関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。労働委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、働く女性が性により差別されることなくその能力を十分に発揮することができるよう雇環境を整備するため、募集、採用、配置及び昇進について事業主が女性労働者に対して差別することを禁止し、さらに、違反企業を公表する制度の創設や調停制度の改善を図るとともに、女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制を解消するほか、母性保護に関する措置の充実を図るなど、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、女子保護規定の解消と男女共通の時間外労働規制の必要性、保育施策の拡充策、女性の職域拡大の実績と見通し、深夜業や時間外労働が母性機能に与える影響、違反企業公表制度や調停制度の適正な運用、実効あるセクハラ防止策、性別役割分担意識の解消等について熱心な質疑が行われたとともに、参考人から意見を聴取し、さらに、食品製造業における女性労働者の深夜勤務の実情等を調査するなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局を採決で決した後、日本共産党の吉川委員より原案の女子保護規定の廃止を撤回すること等を内容とする修正案が提出されましたが、政府から本修正案に反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党

を代表して吉川委員より原案に反対、修正案に賛成、次に、自由民主党を代表して石渡理事、平成会を代表して武田委員、社会民主党・護憲連合を代表して大脇委員、民主党・新緑風会を代表して笹野委員より、それぞれ原案に賛成、修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わって、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、多数をもって附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

日程第七 電気事業法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木宮和彦君登壇、拍手〕

○木宮和彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、事業者の活動をより活発にする等の観点から、持ち株会社の設立を禁止している現行法を改め、事業支配力が過度に集中することとなる場合を除き、持ち株会社の設立を認めようとするものであります。

また、これに伴い、持ち株会社のグループ全体の総資産額が三千億円を超えるものを対象に報告制度を設ける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見を聴取するとともに、持ち株会社制度が経済及び社会に及ぼす影響、労使関係への対応、金融持ち株会社並びに商法や税制等関連制度の整備等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して六項目の附帯決議を行いました。

次に、電気事業法の一部を改正する法律案は、発電所を環境影響評価法の対象として、一般的な手続については同法の規定によることとし、本法では発電所に固有の特別な手続について定めただけであります。

具体的には、発電所に係る環境影響評価手続の各段階において国が審査を行い、必要な事項について勧告または変更命令を行うなど、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会におきましては、発電所を特例として本法律案で規定する根拠、環境影響評価制度の運用のあり方、独立発電事業者の参入状況と小規模発電がもたらす環境面への影響等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わって、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 日本銀行法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松浦孝治君登壇、拍手〕

○松浦孝治君 ただいま議題となりました日本銀行法案につきまして、大蔵委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、我が国の中央銀行である日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日銀の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、政策委員会の権限の強化とその議事要旨の速やかな公表を初めとする日本銀行の抜本的な改革を実施するため、全面改正をするものであります。

委員会におきましては、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、参考人からの意見を聴取し、日銀の独立性と透明性の確保、政府の経済政策と日銀の金融政策の整合性、政策委員会の活性化、日銀の役職員の給与・経営合理化問題等、各般にわたる熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、本法律案に対し、民主党・新緑風会の千葉景子委員より政策委員会での政府代表による議決延期請求権を削除する等を含む修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、平成会を代表して岩瀬良三委員より原案及び修正案に反対、自由民主党、社会民主党・護憲連合を代表して河本英典理事より原案に賛成、修正案に反対、民主党・新緑風会の千葉景子委員より原案に反対、修正案に賛成、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案

どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。荒木清寛君。

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君 私は、平成会を代表いたしました。ただいま議題となりました日本銀行法案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。

現在、我が国は、経済、社会のあらゆる面において構造改革が求められています。金融システムのある方についても、これまでの大蔵省主導による護送船団方式、奉加帳方式、密室的な談合などの業者行政を排除し、国民に開かれた透明性のあるシステムづくりが喫緊の課題となっているのであります。しかも、その改革は二十一世紀に通用するグローバルスタンダードに基づくものでなければなりません。しかるに、最近の日本債券信用銀行の支援策あるいは日産生命の破綻処理をめぐる政府の対応を見ますと、相も変わらぬ裁量型の業者行政が行われており、その場しのぎの場当たり的な対応としか言いようがありません。そこには透明性ある明確なルールがなく、とりわけ、日産生命の債務超過の実態を承知しながら、これを放置してしまつた大蔵省の監督責任は厳しく問われなければなりません。

加えまして、野村証券事件を発端として総会屋企業に対する第一勧業銀行の不正融資の問題が発覚したことは、我が国の金融機関に対する国際的な不信感を一層増幅するものであります。

橋本総理は、昨年十一月、金融制度改革、すなわち日本版ビッグバン構想を提唱されました。しかし、我が国経済を大きな混乱に陥れたあのバブル経済の発生のメカニズムを徹底的に解明するとともに、相次ぐ金融機関の不祥事に対する再発防止対策を早急に策定すべきであり、それなくして金融制度改革の成功はおぼつかないことを政府は肝に銘ずるべきだと考えます。

さて、今回、政府が金融システム改革の一環として位置づけています日本銀行の改革を行おうとしたことについては、全く遲きに失した感がありますが、一応敬意を表します。

しかしながら、日本銀行の改革が、我々の考える国民に開かれた独立性と透明性を十分に持ち得たかといえ、甚だ不十分であると言わざるを得ません。しかも、今回の改正案は、中央銀行の独立性を強化するといった最近における世界的な潮流から見ても、グローバルスタンダードに即したものとはいえないのであります。

以下、政府提案の日銀法改正案に反対する理由を申し上げます。

第一は、本来目指すべき日銀の独立性と透明性の確保が極めて不十分なことであり、すなわち、日銀を従来と同様、大蔵省の監督下における認可法人という枠組みに押し込めたため、大蔵省による日銀監督の図式が改められていない点は納得できません。

また、日銀の開かれた独立性を高めるといながらも、政府案では、「日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない」とありますが、ここは、自主性ではなく、明確に独立性とすべきではなかったでしょうか。

さらに、政策委員会の議事録の公表等についてもあいまいさが残り、日銀の独立性と透明性が十分に担保されていないのであります。

第二に、政策委員会への政府側委員の参加についても、事務方が出席することが可能となっており、政府側の出席を常態化する懸念があります。政府側の出席を非常に重いものとするために、大蔵大臣、経済企画庁長官もしくは政務次官等に限定すべきだと考えます。

第三に、改正案をもってしても、グローバルスタンダードの観点から依然として隔たりのあるものと言わざるを得ません。

大蔵大臣によります日銀予算についても、経費を一般事務費等に限定したとはいえ、認可制度を維持しており、これは日銀の独立性を確保するという観点からは問題です。主要先進国では多くの中央銀行が予算を独自に決定できることになっており、会計検査院等における事後的なチェックで十分対応できます。

また、今回新たに導入されました政策委員会に対する議決延期請求権の考え方は、従来のドイツ連邦銀行の制度に似たものとなっております。しかし、ドイツ政府は先般、連邦銀行に対する政府の議決延期権を廃止することに決定したのであります。

さらに、欧州中央銀行は、中央銀行の独立性を高めるため、対政府信用の禁止を明確に打ち出してあります。我が国では、政府短期証券の事実上の日銀引き受けが禁止されていないなど、財政の論理が金融政策のゆがみをもたらす、潜在的なインフレ圧力を容認している点を見逃すわけにはま

第四は、日銀の業務報告書を大蔵大臣經由で国会に提出する点であります。

このことは、大蔵大臣による日銀への干渉にもつながりかねない懸念があり、大蔵大臣を經由しないで直接国会に提出すべきだと考えます。

最後に、今回の一連の日銀改革論議が透明化されていない点を指摘いたします。

すなわち、中央銀行研究会、金融制度調査会・日銀法改正小委員会の詳細な議事録を公表しないことは大きな問題です。確かに、それぞれの報告書が出されてはおりますが、各委員の具体的な意見は公表されず、また、審議が十分尽くされたのかどうか疑問であります。審議会を隠れみのに国会の論議を軽視している従来と何ら変わらない政府の姿勢は到底容認できません。

以上、本案に対する反対の意見を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、行財政機構及び行政監察に関する調査会長から、行財政機構及び行政監察に関する調査の中間報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。行財政機構及び行政監察に関する調査会長井上孝君。

〔調査報告書は本号末尾に掲載〕

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君 行財政機構及び行政監察に関する調査会における中間報告の概要につきまして、御報告申し上げます。

本調査会は、第百三十三回国会において設置されて以来、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方を三年間のテーマとして鋭意調査を進めてまいりました。

一年目は、主として行政監察等について、政府からの説明聴取、学識経験者からの意見聴取等、基礎的な調査を行うとともに、今後の調査会の方向性と課題について検討を行いました。

二年目の調査は、まず、本院の特定事項調査団として、私を初め五名の議員がイギリス、ドイツ及びフランスの三カ国を訪問し、議会によるオンブズマン等行政統制の調査を行い、その報告を本調査会で聴取いたしました。

また、一年目の調査において今後の課題として指摘された国政調査権及び請願制度について、参事人からの意見聴取を行いました。

参事人からは、我が国の議院内閣制度のもとでは議院における国政調査権の活用にはおのずと限界がある、請願は議会に対する国民の直接の要望・意見表明であり、苦情申し立て型請願の積極的な活用を考えるべきであるなどの意見が述べられました。

れました。

さらに、総務庁の行政監察・行政相談等の実態を調査するため、京都府及び奈良県に委員派遣を行い、行政相談委員との意見交換を通じて、その活動の状況についても調査を行いました。

他方、本調査会の調査活動は、参議院の制度改革と密接なつながりがあること、また、金融不祥事、高級官僚による不正行為等により行政への不信が著しく高まったことなどから、本調査会は、当面の対応策を早い時期にまとめることとし、調査委員の自由討議を行いました。

この自由討議では、一部の調査会委員からは、国会または参議院の附属機関としてオンブズマンまたは行政監視院を設置する必要があるという意見、既存の常任委員会の活性化を図れば行政監視が可能であるという意見等が述べられましたが、大方の意見としては、参議院は第二院として行政に対する監視機能を強化すべきであり、そのために参議院議員みずから行政を監視し得る新たな常任委員会を設置すべきであるというものであります。

そこで、これら自由討議の意見をまとめ、去る五月九日の調査会に調査会長案を提示し、大方の調査会委員の了承を得るとともに、その立法化について議長に要請することといたしました。

この調査会長案の内容は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるために行政監視のための第二種常任委員会を設置しようとするものであり、この委員会の調査に当たっては、総務庁が行っている行政監察等を活用しながら委員会みずから積極的に国政調査権の活用を進める。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる国民の苦情を請願として受理し、それを手がかりに調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を通じて、この委員会にオンブズマン的機能を発揮させようとするものであります。

なお、調査会長案をまとめる過程で、国政調査権につきましても、国会法第百四条を利用する場合の実効性の確保、議院証言法による場合の発動要件の緩和、また、公務員の守秘義務との関係等、議院全体として別途さらに検討を要する課題があることが指摘されましたので、付言いたします。

以上述べてまいりました本調査会の調査の経過及び結果は、中間報告として取りまとめ、去る九日、議長に提出いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

田村 公平君 栗原 君子君
小山 峰男君 魚住 裕一郎君
渡辺 孝男君 末広 真樹子君
山口 哲夫君 釘宮 警君
福本 潤一君 大森 礼子君
椎名 素夫君 矢田部 理君
西川 玲子君 山本 保君
加藤 修一君 江本 孟紀君

益田 洋介君	平田 健二君
林 久美子君	和田 洋子君
鈴木 正孝君	菅川 健二君
市川 一朗君	岩瀬 良三君
小林 元君	石田 美栄君
山崎 順子君	都築 讓君
荒木 清寛君	浜四津敏子君
直嶋 正行君	寺澤 芳男君
統 訓弘君	武田 節子君
長谷川 清君	牛嶋 正君
泉 信也君	白浜 一良君
勝木 健司君	猪熊 重二君
星野 朋市君	木暮 山人君
広中和歌子君	片上 公人君
及川 順郎君	石井 一二君
鶴岡 洋君	永野 茂門君
長谷川道郎君	芦尾 長司君
水野 誠一君	上吉原一天君
長尾 立子君	常田 享詳君
奥村 展三君	堂本 暁子君
岩永 浩美君	大野つや子君
山崎 力君	高野 博師君
阿曾田 清君	田浦 直君
武見 敬三君	谷川 秀善君
海野 義孝君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
鈴木 政二君	小山 孝雄君
北岡 秀二君	龜谷 博昭君
風間 昶君	横尾 和伸君
山下 栄一君	平野 貞夫君
鴻池 祥驥君	石渡 清元君
鎌田 要人君	清水嘉子君

寺崎 昭久君	木庭健太郎君
足立 良平君	田村 秀昭君
二木 秀夫君	松浦 孝治君
野沢 太三君	永田 良雄君
平井 卓志君	林 寛子君
吉田 之久君	大久保直彦君
鈴木 省吾君	世耕 政隆君
林田悠紀夫君	前田 勲男君
野村 五男君	西田 吉宏君
服部三男雄君	上野 公成君
岡 利定君	依田 智治君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	塩崎 恭久君
吉村剛太郎君	溝手 顯正君
山崎 正昭君	加藤 紀文君
中島 真人君	狩野 安君
関根 則之君	尾辻 秀久君
矢野 哲朗君	松谷蒼一郎君
佐藤 静雄君	野間 赴君
南野知恵子君	鹿熊 安正君
陣内 孝雄君	斎藤 文夫君
中曾根弘文君	石川 弘君
須藤良太郎君	片山虎之助君
成瀬 守重君	吉川 芳男君
竹山 裕君	青木 幹雄君
下稻葉耕吉君	上杉 光弘君
宮崎 秀樹君	久世 公義君
杳掛 哲男君	倉田 寛之君
高木 正明君	遠藤 要君
大木 浩君	村上 正邦君
坂野 重信君	井上 吉夫君

佐々木 満君	岩崎 純三君
井上 裕君	太田 豊秋君
笠原 潤一君	照屋 寛徳君
大脇 雅子君	上山 和人君
畑 恵君	林 芳正君
日下部徳代子君	菅野 壽君
中原 爽君	長峯 基君
橋本 聖子君	馳 浩君
大淵 絹子君	洲上 貞雄君
釜本 邦茂君	金田 勝年君
景山俊太郎君	海老原義彦君
岩井 國臣君	阿部 正俊君
楠崎 泰昌君	清水 澄子君
大島 慶久君	坪井 一字君
真島 一男君	佐藤 泰三君
河本 英典君	清水 達雄君
鈴木 栄治君	梶原 敬義君
鈴木 貞敏君	志村 哲良君
木宮 和彦君	小野 清子君
石井 道子君	浦田 勝君
守住 有信君	青木 薪次君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	松浦 功君
岡野 裕君	岡部 三郎君
田沢 智治君	真鍋 賢二君
国井 正幸君	齋藤 勲君
小川 勝也君	西川 潔君
山下 芳生君	朝日 俊弘君
中尾 則幸君	島袋 宗康君
筈井 亮君	渡辺 四郎君
前川 忠夫君	今井 澄君
川橋 幸子君	山田 俊昭君

阿部 幸代君	及川 一夫君
山本 正和君	萱野 茂君
蘆科 満治君	一井 淳治君
佐藤 道夫君	西山登紀子君
須藤美也子君	角田 義一君
三重野栄子君	千葉 景子君
竹村 泰子君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	吉川 春子君
村沢 牧君	鈴木 和美君
笹野 貞子君	伊藤 基隆君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	赤桐 操君
瀬谷 英行君	武田邦太郎君
久保 巨君	菅野 久光君
松前 達郎君	聽濤 弘君
立木 洋君	上田耕一郎君
外務大臣	池田 行彦君
大蔵大臣	三塚 博君
文部大臣	小杉 隆君
通商産業大臣	佐藤 信二君
運輸大臣	古賀 誠君
労働大臣	岡野 裕君
建設大臣	亀井 静香君
内閣官房長官	梶山 静六君
政府委員	
科学技術政務次官	岡 利定君
法務政務次官	野村 五男君
厚生政務次官	鈴木 俊一君

議長の報告事項

一昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

山崎 順子君

補欠

星野 朋市君

星野 朋市君

外務委員

釘宮 磐君

補欠

小山 峰男君

小山 峰男君

厚生委員

釘宮 磐君

補欠

小山 峰男君

釘宮 磐君

労働委員

星野 朋市君

補欠

山崎 順子君

山崎 順子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

石川 弘君

補欠

山本 一太君

山本 一太君

岩井 國臣君

林 芳正君

龜谷 博昭君

松村 龍二君

斎藤 哲男君

岩永 浩美君

吉村剛太郎君

橋本 聖子君

海野 義孝君

益田 洋介君

吉川 春子君

須藤美也子君

臓器の移植に関する特別委員

河本 英典君

補欠

尾辻 秀久君

尾辻 秀久君

谷川 秀善君

中島 眞人君

中原 爽君

塩崎 恭久君

真島 一男君

松村 龍二君

同日議長は、次の議員提出案を建設委員会に付託した。

建築士法の一部を改正する法律案(永田良雄君外六名発議)(参第八号)

同日議長は、次の衆議院提出案を選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三五号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を行財政改革・税制等に関する特別委員会に付託した。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第八九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

環境影響評価法案

同日調査会長から次の報告書が提出された。

行財政機構及び行政監察に関する調査報告書(中間報告)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国会衆第一二二号)及び臓器の移植に関する法律案(参第三号)の審査に資するため、

現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

第二班 関根 則之 照屋 寛徳

川橋 幸子 石渡 清元

中原 爽 松村 龍二

山崎 順子 渡辺 孝男

栗原 君子

一、派遣地

第一班 大阪府

第二班 新潟県

一、期間

両班とも六月十二日 一日間

一、費用 概算四〇一、五八〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成九年六月九日

参議院議長 斎藤 十朗殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

徳島県吉野川第十堰改築計画事業等に関する質問主意書(竹村泰子君提出)

者を、第百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

気象庁長官事務代理 龍野 孝雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、気象庁長官事務代理龍野孝雄君(同日議長承認)を、第百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

星野 朋市君

伊藤 基隆君

外務委員

武田邦太郎君

労働委員

松前 達郎君

山崎 順子君

建設委員

小島 慶三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

官 報 (号 外)

橋本 聖子君 吉村剛太郎君 林 芳正君 岩井 國臣君 松村 龍二君 龜谷 博昭君 山本 一太君 金田 勝年君 鈴木 正孝君 菅川 健二君 鈴木 和美君 赤桐 操君 須藤美也子君 吉岡 吉典君 臓器の移植に関する特別委員 補欠 松村 龍二君 大島 慶久君 笹野 貞子君 千葉 景子君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国民生活・経済に関する調査会委員 辞任 筆坂 秀世君 補欠 馳清 弘君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 内閣委員会 理事 清水 澄子君 (谷本純君の補欠) 厚生委員会 理事 菅野 壽君 (瀬谷英行君の補欠) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第九二号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 民法の一部を改正する法律案(照屋寛徳君外四名発議) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受	領した。 著作権法の一部を改正する法律案 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 行政書士法の一部を改正する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一六号)審査報告書 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案(衆第三二号)審査報告書 建築士法の一部を改正する法律案(参第八号)審査報告書 外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案(閣法第七二号)審査報告書 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案(閣法第二九号)審査報告書 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書 電気事業法の一部を改正する法律案(閣法第七九号)審査報告書 日本銀行法案(閣法第六五号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員渡辺四郎君提出労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償年金の支給に関する質問に対する答弁書	同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後の規定による通知書を受領した。 参議院議員山下栄一君提出飯能中央病院問題に関する質問(答弁することが出来る期限 六月十六日) 同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (近く辞任予定の弥富啓之助の後任) 中島 忠能 同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (七月二十七日定年退官の佐伯英明の後任) 金子 晃 同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (七月七日任期満了の中根千枝の後任) 佐野 陽子 同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (七月七日任期満了による再任) 末松 安晴	同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長及び同委員に任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (九月二十三日任期満了による再任)(委員長) 根来 泰周 (六月三十日任期満了の植木邦之の後任)(委員) 糸田 省吾 (七月六日定年退官の佐藤勲平の後任)(同) 黒河内久美 同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員長及び同委員に任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (六月三十日任期満了の西山俊彦の後任)(委員長) 川崎 義徳 (同日任期満了の長谷川慧重の後任)(委員) 長崎 護 (三月二十九日死亡の宮瀬洋一の後任)(同) 二宮 充子 (六月三十日任期満了の川田裕郎の後任)(同) 平石 次郎 同日内閣から、左記の者を公安審査委員会委員長及び同委員に任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (近く辞任予定の堀田勝二の後任)(委員長) 藤田 耕三
--	---	---	--

(平成八年十二月二十八日死亡の青井舒一の後任(委員)) 伊藤 助成

(近く辞任予定の柳瀬隆次の後任(同)) 大川 隆康

(近く辞任予定の中谷理子の後任(同)) 木村 治美

(近く辞任予定の山崎敏夫の後任(同)) 波多野敬雄

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(四月十九日任期満了の酒井守の後任) 武富 將

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十日任期満了の金森久雄の後任) 村田 幸子

同日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月五日任期満了による再任) 石川 雅嗣

同日内閣から、左記の者を労働保険審査委員会に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(六月三十日任期満了の奥平雅彦の後任) 細川 昌俊

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

行政書士法の一部を改正する法律

同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成九年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

記

審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十日

外務委員長 寺澤 芳男
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国と香港との間で、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関する最恵国待遇、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動等に関する内国民待遇及び最恵国待遇、収用等の措置のとられた場合及び敵対行為

の発生等により損害を受けた場合の補償等の措置、送金等の自由、投資紛争解決のための手続等について定めるものである。この協定は、香港の中国への返還後中国に承継され、我が国政府と香港特別行政区政府との間の協定として効力を有していくこととなり、日中投資保護協定は香港に関して適用されない。この協定を締結することは、我が国及び香港のそれぞれの投資家による他方の地域内における投資を増加させるための良好な条件を作り出し、事業に係る個々の自発的活動を促進させることを通じて我が国及び香港に一層の繁栄をもたらすものと期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

別、費用

別に費用を要しない。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年六月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定

日本国政府及び香港の外交について責任を有する主権国家の政府によりこの協定を締結することについて正当に授權された香港政府(以下「締約政府」という。)は、

一方の締約政府の投資家による他方の締約政府の地域内における投資を増加させるための良好な条件を作り出すことを希望し、

投資の促進及び相互保護が、事業に係る個々の自発的活動の促進に貢献し、両締約政府の地域において一層の繁栄をもたらすこととなることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「地域」とは、

(a) 日本国に関しては、日本国の主権の下にある領域(領海を含む。)をいう。

(b) 香港に関しては、香港島、九龍及び新界をいう。

(2) 「会社」とは、

(a) 日本国に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、日本国の法令に基づいて設立され、かつ、その地域内に住所を有する社団法人、組合、会社及び団体をいう。

(b) 香港に関しては、有限責任のものであるかないか、法人格を有するものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないか、

- るかないかを問わず、香港において施行されている法令に基づいて設立された社團法人、組合及び団体をいう。
- (3) 「投資財産」とは、次のものを含むすべての種類の資産をいう。
- (a) 動産及び不動産に関する権利
 - (b) 株式及びその他の形態の会社の持分
 - (c) 金銭債権又は金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権
 - (d) 開示されていない情報を含む知的所有権及び営業用の名称
 - (e) 天然資源の探査及び採掘のための権利等の特許に基づく権利であって、法律又は契約に基づいて与えられるもの
- 投資された資産の形態の変更は、投資財産としての性質に影響を及ぼさない。
- (4) 「投資家」とは、
- (a) 日本国に関しては、次のものをいう。
 - (i) 日本国の国籍を有する自然人
 - (ii) (2)(a)に定義された会社
 - (b) 香港に関しては、次のものをいう。
 - (i) 香港の地域に居住する権利を有する自然人
 - (ii) (2)(b)に定義された会社
- (5) 「収益」とは、利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料等の投資財産から生ずる価値をいう。
- (6) 「投資に関連する事業活動」には、次のものを含む。
- (a) 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適当な施設の維持
 - (b) 投資家により設立され又は取得された会社

- の支配及び経営
- (c) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理を業とする者その他の専門家の雇用
 - (d) 契約の締結及び履行
 - (e) 投資財産及び収益の使用、享受又は処分
- 事業活動の遂行に関連するもの
- 第二条
- 1 各締約政府は、他方の締約政府の投資家による投資が自己の地域内において行われるための良好な条件を醸成し、及び関係法令によって与えられた権限を行使する自己の権利を留保の上、これらの投資を許可する。
- 2 いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の締約政府の地域内において、投資の許可及び投資の許可に関連する事項に関し、両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
- 3 各締約政府の投資家の投資財産及び収益は、他方の締約政府の地域内において、常に公正かつ衡平な待遇を与えられ、並びに完全な保護及び保障を享受する。いずれの締約政府も自己の地域内において、不当な又は差別的な措置により、他方の締約政府の投資家の投資に関連する事業活動をいかなる意味においても阻害してはならない。各締約政府は、他方の締約政府の投資家の投資に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 第三条
- いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の締約政府の地域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる

- 待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
- 第四条
- いずれか一方の締約政府が自己の地域内において他方の締約政府の投資家に対し当該投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関して与える待遇は、当該一方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与える待遇よりも不利な待遇であってはならない。
- 第五条
- 1 正当な法的手続に従って、公共のために、かつ、無差別の原則に基づいて行われる収用又はこれと同等の効果を有する措置であって補償を伴うものによる場合を除くほか、いずれの一方の締約政府の投資家の投資財産及び収益も、他方の締約政府の地域内において、収用又はこれと同等の効果を有する措置（以下単に「収用」という。）の対象としてはならない。当該補償は、収用が行われた時又は差し迫った収用が公表された時のいずれか早い方の時における投資財産及び収益の実際の価格に相当するもの（収用が行われるとの見通しによって実際の価格の減少が生じていた場合には、当該減少がなかったものとして計算する。）でなければならず、並びに不当に遅滞することなく、かつ、支払の時までの期間を考慮した妥当な利子を付して支払われなければならない。当該補償は、実際に換価をすることのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。
- 2 影響を受けた投資家は、自己の事案及び補償の価額に関し、この条に規定される原則によっ

- て審査を受けるために、収用を行った締約政府の管轄裁判所の裁判を受け又は行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第九条の規定の適用を妨げない。
- 3 一方の締約政府が、自己の地域内で施行されている法令に基づいて設立された会社であって他方の締約政府の投資家が当該会社の株式又は他の利益を有するものの資産を収用する場合には、当該一方の締約政府は、当該投資家の投資財産及び収益に関し、1に規定する補償を当該投資家に対して保証するために必要な範囲内で、1及び2の規定の適用を確保する。
- 4 いずれの一方の締約政府の投資家も、他方の締約政府の地域内において、1から3までに規定する事項に関し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。
- 第六条
- 1 いずれか一方の締約政府の投資家で、他方の締約政府の地域内において、敵対行為の発生又は革命、反乱、暴動、騒乱等の国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する事業活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約政府によってとられる原状回復、補償、他の補償的措置等のいかなる措置に関しても、他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。このような措置の結果支払われるものは、実際に換価をすることのできるものでなければならない。並びにその交換及び移転は、自由でなければならない。

2 1の規定を害することなく、一方の締約政府の投資家であつて他方の締約政府の地域内において1に規定するいずれかの事態において次に掲げる行為により損失を被つたものは、原状回復又は妥当な補償が与えられる。その結果支払われるものは、実際に換価することのできるものでなければならず、並びにその交換及び移転は、自由でなければならぬ。

(a) 当該他方の締約政府の当局による当該一方の締約政府の投資家の財産の徴発

(b) 当該他方の締約政府の当局による当該一方の締約政府の投資家の財産の破壊であつて当該事態において必要とはされなかつたもの

3 2の適用上、香港に関しては、「当局」には、香港の外交について責任を有する主権国家の政府の軍隊が含まれるものとする。

第七条

1 各締約政府は、投資に関し、他方の締約政府の投資家に対して、当該各締約政府の地域外又は地域内への当該投資家の投資財産及び収益の移転(支払の資金、貸付けの返済のための資金、売上金、投資財産の全部又は一部の清算によつて得られる収入及び当該各締約政府の地域内の投資財産において就労することを認められた個人の賃金の移転を含む。)を自由に行う権利を保証する。

2 通貨の送金は、いずれの自由交換可能通貨によつても遅滞なく行われるものとする。

第八条

いずれか一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関が、当該一方の締約政府の投資家に対し、他方の締約政府の地域内にある投

資財産及び収益に関して、当該一方の締約政府の關係法令に従つて引き受けた損害のてん補、保証又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約政府は、当該支払の原因となつた投資財産及び収益に対する当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関への移転並びに当該投資家の請求権又は訴権についての当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関による代位で当該移転に関連して生ずるものを承認する。当該一方の締約政府又は当該締約政府によつて指定された機関に対する支払及び当該支払の移転については、第五条、第六条及び前条の規定を準用する。

第九条

1 一方の締約政府の投資家と他方の締約政府との間の紛争であつて当該他方の締約政府の地域内における当該投資家による投資に関するものは、可能な限り、紛争の当事者間の友好的な協議により解決されるものとする。

2 一方の締約政府の投資家と他方の締約政府との間の紛争であつて当該他方の締約政府の地域内における当該投資家による投資に関するものが友好的に解決されない場合には、当該紛争は、紛争のいずれか一方の当事者の書面による請求から六箇月の期間を満了した後に紛争の解決のための手続で紛争の当事者間で合意されたものに付託されるものとする。当該六箇月の期間内に当該手続につき合意が得られなかつた場合には、紛争は、当該投資家の要請により国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則であつてその時点で有効なものに基づいて仲裁に付託されるものとする。紛争の当事者は、書面により当該仲裁規則の修正について合意することができ

るものとする。紛争の当事者は、書面により当該仲裁規則の修正について合意することができ

3 2の規定は、いずれか一方の締約政府の投資家が他方の締約政府の地域内において行政的又は司法的解決を求めることができることを妨げるものと解してはならない。ただし、当該投資家が、当該他方の締約政府の地域内において、自己の投資に関する紛争について行政的又は司法的解決を求めている場合は、当該紛争を2に規定する仲裁に付託することはできない。

4 いずれか一方の締約政府の会社であつて他方の締約政府の投資家により所有され又は支配されているものが行う投資から紛争が生ずる場合には、当該投資家は、当該会社に代わつて当該紛争を2に規定する仲裁に付託することができ

第十条

この協定は、一方の締約政府の投資家の投資財産及び収益であつて、この協定の効力発生の日前及び効力発生の日以後に他方の締約政府の地域内において当該他方の締約政府の關係法令に従つて取得されたものについて適用する。

第十一条

1 両締約政府は、この協定の解釈又は適用に関する問題についていずれか一方の締約政府の要請がある場合には、協議する。

2 この協定の解釈又は適用に関して両締約政府の間に紛争が生じた場合には、両締約政府は、まず、交渉による紛争の解決に努める。

3 両締約政府が交渉によつて2の紛争を解決することができなかった場合には、当該紛争は、

いずれか一方の締約政府の要請により、次に定める方法に従つて構成される仲裁裁判所に決定のため付託されるものとする。

(a) 各締約政府は、書面による仲裁の要請を受領した後三十日の期間内にそれぞれ一人の仲裁人を任命する。任命された二人の仲裁人は、いずれか遅く任命された仲裁人の任命が行われた日以後六十日の期間内に、紛争に関し中立と認められる国の国民一人を合意によつて第三の仲裁人として任命するものとし、当該第三の仲裁人は、仲裁裁判所の長として行動する。

(b) 各締約政府の任命した仲裁人が(a)に規定する期間内に第三の仲裁人について合意しなかつた場合には、いずれの一方の締約政府も、個人としての国際司法裁判所長に対し、三十日の期間内に必要な任命を行うよう要請することができる。国際司法裁判所長が、自らが紛争に関し中立とはみなされない国の国民であると認める場合又は他の理由により当該第三の仲裁人の任命を行うことができないと認める場合には、いずれか一方の締約政府は、個人としての国際司法裁判所次長又は、それが不可能なときは、同様の理由により不適格であるとされない個人としての同裁判所の最も上席の裁判官に対し、任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁裁判所は、両締約政府の間で別段の合意のある場合を除くほか、自己の管轄権の範囲を決定し、及び自己の手続について定める。

5 仲裁裁判所は、審問又は、審問が行われない場合には、両締約政府による陳述の終了後六十

日の期間内に決定を行うよう最善の努力を払う。

6 仲裁裁判所の決定は、最終的なものとし、両締約政府を拘束する。

7 各締約政府は、自らが任命した仲裁人に係る費用を負担する。国際司法裁判所長、同次長又は同裁判所の最も上席の裁判官が3(b)に規定する手続を実施するために要した費用を含む仲裁裁判所のその他の費用については、両締約政府が平等に負担する。

第十二条

1 第三条の規定は、いずれか一方の締約政府に対し、両締約政府以外の政府との間の相互主義に基づき又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約政府の投資家に与えることを義務付けるものと解してはならない。

2 第三条の規定にかかわらず、いずれか一方の締約政府が次に掲げる事項に関して他方の締約政府の投資家に与える待遇は、両締約政府以外の政府の投資家に対して与える待遇よりも不利でない待遇に限定することができる。

(a) 当該いずれか一方の締約政府の権限ある当局の航空機登録簿に航空機を登録する条件及びその登録から生ずる事項並びに船舶の国籍に関する事項又はその国籍から生ずる事項

(b) 船舶又は船舶に関する利益の取得
3 第三条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約政府も、自己の地域内における外国人及び外国会社の活動に関して特別の手続を定めることができる。ただし、当該手続が第三条に定める権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

第十三条
1 いずれか一方の締約政府の投資家により所有され又は支配される非締約政府の会社は、他方の締約政府の地域内において次の待遇を与えられる。

(a) 第二条2に定める事項に関し、両締約政府以外の政府の投資家により所有され又は支配される同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

(b) 第三条、第五条1から3まで、第六条及び第十条に定める事項に関し、当該他方の締約政府又は両締約政府以外の政府の投資家により所有され又は支配される同様の会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇

2 1の規定は、1に規定する非締約政府及び他方の締約政府が署名当事者となっている国際協定であって投資の促進及び保護に関するものが当該非締約政府の会社に適用される場合には、適用しない。

第十四条

第一条(3)の規定に関し、この協定のいかなる規定も、知的所有権に関する国際協定であって両締約政府が当事者となっているものに基く権利及び義務を害するものと解してはならない。

第十五条

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な自己の要件が満たされた旨を通告する公文が両締約政府の間で交換された日に効力を生ずる。
2 この協定は、十五年の期間効力を有するものとし、その後は3の規定に従って終了する時まで引き続き効力を有する。

3 いずれの一方の締約政府も、一年前に他方の締約政府に対して書面による予告を与えることにより、最初の十五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産及び収益に関しては、前各条の規定は、この協定の終了の日から更に十五年の期間引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十七年五月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

池田行彦

香港政府のために

曾蔭權

議定書

投資の促進及び保護に関する日本国政府と香港政府との間の協定(以下「協定」という。)に署名するに当たり、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第六条2の規定にかかわらず、日本国政府は、その法令に従い、香港の投資家に対し原状回復を行い、又は補償を与える。

2 協定第七条1の規定にかかわらず、日本国政府は、例外的な金融状況又は経済状況においてはその法令に従いかつ国際通貨基金協定に定

めるところによつて為替制限を課することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十七年五月十五日に東京で、ひとしく正文である日本語、中国語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

池田行彦

香港政府のために

曾蔭權

審査報告書

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成九年六月十日

文教委員長 清水嘉子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護等の体験を行わせる措置を講ずるため、教育職員免許法の

特例等を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成九年六月三日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者(十八歳に

達した後、七日を下らない範囲内において文部省令で定める期間、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験(以下「介護等の体験」という。)に關し必要な事項は、文部省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 盲学校、聾学校及び養護学校並びに社会福祉施設その他の施設で文部大臣が厚生大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に關し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

建設委員長 鴻池 祥肇

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、建築士事務所の業務の適正な運営等を図るため、設計の委託者に対する建築士の説明義務及び建築士事務所の開設者の書類の閲覧義務等を新たに規定するとともに、建設大臣は、指導、苦情の処理、研修等の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、申請により、その業務を行う法人として指定することができることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

建築士法の一部を改正する法律案
右の議案を決議する。

平成九年六月四日

発議者

永田 良雄 松谷蒼一郎
山崎 正昭 清水 達雄
市川 一朗 奥村 展三
北澤 俊美

賛成者

青木 幹雄 井上 孝
岩井 國臣 河本 英典
香掛 哲男 陣内 孝雄
橋本 聖子 平野 貞夫
広中和歌子 真島 一男
吉川 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

建築士法の一部を改正する法律
建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 建築士事務所(第二十三条―第二十七条)」を「第五章 建築士事務所(第二十三条―第二十七条)」を「第五章の二 建築士事務所の業務(第二十七条)」の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定(第二十七条の二―第二十七条の五)」に改める。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に關して適切な説

明を行うように努めなければならない。

第二十三条第一項中「又は木造建築士は」を「若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は」に改め、「(木造建築士の下に)又は木造建築士を使用する者(木造建築士のほかに、一級建築士又は二級建築士を使用する者を除く。)」を加え、「それぞれを削り、同項後段を削る。」

第二十四条の三の次に次の二条を加える。

(書類の閲覧)

第二十四条の四 建築士事務所の開設者は、建設省令で定めるところにより、当該建築士事務所が行つた業務の実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験その他建設省令で定める事項を記載した書類を、当該建築士事務所が備え置き、設計等を委託しようとする建築主(建築主になろうとする者を含む。以下同じ。)の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(書面の交付)

第二十四条の五 建築士事務所の開設者は、建築主から設計又は工事監理の委託を受けたときは、建設省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該建築主に交付しなければならない。

- 一 設計又は工事監理の種類及びその内容
- 二 設計又は工事監理の実施の期間及び方法
- 三 報酬の額及び支払の時期
- 四 契約の解除に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、建設省令で定める事項

第二十六条第二項中「」に「を」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「又は第二十四条の三」を「から

第二十四条の五までに改める。

第二十六条の二に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 建築士事務所の業務の適正な運営等を図ることを目的とする

団体の指定

(指定法人)

第二十七条の二 建設大臣は、建築士事務所の業務の適正な運営及び設計等を委託する建築主の利益の保護を図ることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、次に規定する業務を通正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 前項の指定を受けた法人(以下「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 建築士事務所の業務に關し、契約の内容の適正化その他設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- 二 建築士事務所の業務に対する設計等を委託する建築主等からの苦情の処理
- 三 建築士事務所の開設者に対する研修
- 四 その他指定法人の目的を達成するために必要な業務

(改善命令)
第二十七条の三 建設大臣は、指定法人の前条第二項に規定する業務の運営に關し改善が必要で

あると認めるときは、その指定法人に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができ。

(指定の取消し)

第二十七条の四 建設大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(報告及び立入検査)

第二十七条の五 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十六条の二の次に次の一条を加える。

第三十六条の三 第二十七条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十八条中「」に「を」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十四条の四の規定に違反して書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする

る建築主の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする建築主に閲覧させた者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(書面の交付に關する経過措置)

2 この法律による改正後の建築士法第二十四条の五の規定は、この法律の施行前に建築士事務所の開設者が受けた設計又は工事監理の委託については、適用しない。

審査報告書

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成九年六月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿

運輸委員長 直嶋 正行

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に關する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整

備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における旅行に要する費用の低廉化、外国人観光旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図らうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、外国人観光旅客が集中する地域以外の地域への外国人観光旅客の来訪を促進することが、我が国固有の文化、歴史等に関する理解及び外国人観光旅客と地域住民との交流を深めることによる我が国に対する理解の増進に資することにかんがみ、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化、通訳案内その他の外国人観光

旅客に対する接遇の向上等の外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「外客来訪促進地域」とは、我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する観光資源を有する観光地及び宿泊拠点地区が存在し、かつ、それらを結ぶ観光経路の設定により外国人観光旅客の来訪を促進する地域をいう。

2 この法律において「宿泊拠点地区」とは、外国人観光旅客の宿泊の拠点となる地区をいう。

(基本方針)

第三条 運輸大臣は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項

二 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝に関する事項

三 外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に関する事項

四 通訳案内その他の外国人観光旅客に対する接遇の向上に関する事項

五 その他外国人観光旅客の来訪地域の多様化

を促進するための措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項

3 運輸大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 運輸大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(外客来訪促進計画)

第四条 都道府県は、単独で又は共同して、次に掲げる事項について、当該都道府県内の外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画(以下「外客来訪促進計画」という。)を定めることができる。

一 外客来訪促進地域の区域

二 宿泊拠点地区の区域

三 外客来訪促進地域における観光経路

四 外国人観光旅客に対する案内施設の整備の方針

五 我が国固有の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する施設であって宿泊拠点地区においてその整備を図ることが適当と認められる施設として運輸省令で定めるもの(以下この号において「特定施設」という。)の整備を図る場合においては、特定施設の種類、位置、規模その他必要な事項

六 外客来訪促進地域の海外における宣伝の方針その他外客来訪促進地域への外国人観光旅客の来訪の促進に関する事項

2 都道府県は、外客来訪促進計画を定めようとするときは、運輸大臣の同意を得なければならない。

3 運輸大臣は、外客来訪促進計画が次の各号に

該当するものであると認めるときは、同意をするものとする。

一 その外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域(以下この項において「計画地域」という。)への外国人観光旅客の来訪が、我が国に対する理解の増進に資するものであること。

二 その外客来訪促進計画に係る宿泊拠点地区が、国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第七条第一項の登録ホテル、同法第十八条第二項の登録旅館その他の外国人観光旅客の利用に適する宿泊施設を相当数有し、外国人観光旅客の宿泊の拠点として適当なものであること。

三 計画地域における観光経路が、外国人観光旅客の旅行に適するものであること。

四 計画地域の海外における宣伝の適切な実施及び当該宣伝の実施による外国人観光旅客の来訪の促進が見込まれるものであること。

五 その他その外客来訪促進計画を実施することが計画地域への外国人観光旅客の来訪の促進に資すると認められるものであること。

4 都道府県は、第二項の規定により運輸大臣の同意を得ようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

5 都道府県は、外客来訪促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県は、外客来訪促進計画を変更しようとするときは、運輸大臣の同意を得なければならない。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(国の援助等)

第五条 国及び地方公共団体は、外客来訪促進計画の達成に資するため、外客来訪促進計画の実施に必要な事業を行う者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 地方公共団体が外客来訪促進計画を達成するために、行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(海外における宣伝等の措置)

第六条 国際観光振興会(以下「振興会」という。)は、外国人観光旅客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促進計画に係る外客来訪促進地域について、海外における宣伝を行うほか、これに関連して関係地方公共団体が行う海外における宣伝に関する助言その他の措置を講ずるとともに、必要に応じて、その他の地域の海外における宣伝を行うよう努めなければならない。

(共通乗車船券)

第七条 運送事業者は、当該事業に係る総収入を減少させない見込まれる範囲内で、外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券(二以上の運送事業者が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。以下同じ。)に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、運輸省令で

定めるところにより、あらかじめ、その旨を共同で運輸大臣に届け出ることができる。

2 前項の届出をした者は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条第四項若しくは第三十六条、軌道法(大正十年法律第七十六号)第十一条第二項、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第九条第四項、海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)第八条第三項(同法第二十三条の二第二項において準用する場合を含む。)(又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五百五条第四項(同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出をしたものとみなす。

3 第一項に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

(旅行に要する費用の低廉化に資するための措置)

第八条 振興会は、外国人観光旅客の国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化に資するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 外国人観光旅客を対象とする共通乗車船券及び外国人観光旅客が低廉な料金で利用することができる宿泊施設、食事施設その他の観光に関する施設(次号において「観光関係施設」という。))に関する情報の提供
二 外国人観光旅客が運送機関又は観光関係施設を利用する際に提示することにより当該利用に係る運賃又は料金の割引を受けることができる証票に関する情報の提供、助言その他の措置

(通訳案内業法の特例)

第九条 都道府県知事は、次に掲げる要件に該当する者について、通訳案内業法(昭和二十四年法律第二十号)第二条に規定する通訳案内業を営むことができる地域を特定地域(当該地域における通訳案内業者(同法第五条の四第一項に規定する通訳案内業者をいう。以下この条において同じ。))の数が当該地域を訪れる外国人観光旅客の数に比して著しく少ないため、当該地域において通訳案内業者の数の増加を特に促進する必要がある地域として運輸大臣が指定する一又は二以上の都道府県の区域を単位とする地域をいう。以下この条において同じ。)に限定して同法第三条の免許を行うことができる。

一 運輸省令で定める実務の経験を有する者であること。
二 当該特定地域に係る地理及び歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識に関する運輸大臣の指定する研修の課程を修了した者であること。

三 通訳案内業法第五条第一項第一号及び第五号に掲げる科目についての同法第三条の試験に合格した者であること。

(接遇の向上を図るための措置)

第十条 振興会は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るため、地方公共団体その他の者に對し、観光案内に関する助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第十一条 運輸大臣、振興会、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、外国人観光旅

客の来訪地域の多様化を促進するため、外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、国内における交通、宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の向上に關し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の十九の次に次の一号を加える。

一の二十 外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第 号)第四条第一項に規定する外客来訪促進計画において定められた同法第二条第二項に規定する宿泊拠点地区において当該外客来訪促進計画に従つて同法第四条第一項第五号に規定する特定施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

附則第三十二條の三第二十四項中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項の表中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項の次に次の一項を加える。

23 指定都市等は、事業所用家屋で外国人観光

旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観

光の振興に関する法律第四十一条に規定す

る外客来訪促進計画において定められた同法

第二条第二項に規定する宿泊拠点地区にお

いて当該外客来訪促進計画に従って整備され

る同法第四条第一項第五号に規定する特定施設

で政令で定めるものに係るものの新築又は増

築で当該特定施設に係る事業を行う者が建築

主であるものに係る新増設事業所床面積に対

しては、当該新築又は増築が平成十一年三月

三十一日までに行われたときに限り、第七百

一条の三十一項の規定にかかわらず、新

増設に係る事業所税を課することができな

い。この場合においては、第七百一条の三十

四第九項の規定を準用する。

附則第三十八条第七項及び第三十九条第十一

項中「附則第三十二條の三第二十三項を」附則

第三十二條の三第二十四項に、「第二十二項

を」第二十三項に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第三条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五

十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二十一号の三の次に次の

一号を加える。

二十一の四 外国人観光旅客の来訪地域の多

様化の促進による国際観光の振興に関する

法律(平成九年法律第 号)の施行に関

すること。

第四条第一項第十四号の六の三の次に次の

一号を加える。

十四の六の四 外国人観光旅客の来訪地域の

多様化の促進による国際観光の振興に関す

る法律の規定に基づき、基本方針を定める

こと。

審査報告書

雇用の分野における男女の均等な機会及び待

遇の確保等のための労働関係法律の整備に

関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、雇用の分野における男女の均等

な取扱いを促進し、女性労働者の職域の拡大を

図るため、募集、採用、配置及び昇進につい

て、事業主が女性労働者に対して差別すること

を禁止するとともに、違反事業主に対する公表

制度の創設や調停制度の改善を図ることとし、

あわせて、女性労働者に係る時間外・休日の労

働及び深夜業の規制を解消するほか、母性保護

に関する措置を充実しようとするものであり、

おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度

一般会計予算(労働省所管)に約三千三百万円が

計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべ

きである。

一、男女双方に対する差別を禁止する「性差別禁

止法」の実現を目指すこと。また、いわゆる「間

接差別」について何が差別的取扱いであるかを、

を引き続き検討すること。

二、時間外労働の抑制について労使の認識を高め

るよう努めつつ、中央労働基準審議会における

時間外・休日労働等の在り方についての検討に

際しては、諸外国の例など参考となる情報を提

供し、時間外労働協定の適正化指針の実効性を

高めるための方策等について、平成十一年四月

から改正均等法が施行されることに留意し、速

やかに実施されるよう、労使の意見を十分尊重

しつつ、検討が行われるように努めること。

三、国際公約ともいうべき年間総実労働千八百時

間の早期達成に向けて、関係省庁間の連携・協

力を一層強化し、政府が一体となって労働時間

短縮対策を総合的に推進すること。

四、中央労働基準審議会における時間外・休日労

働等の在り方についての検討に際しては、女子

保護規定の解消により、家庭責任を有する女性

労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の

急激な変化を緩和するための適切な措置につい

て、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行

われるように努めること。

五、家族的責任を有する男女労働者の時間外・

休日労働及び深夜業については、その事情を

配慮するよう事業主に対し指導等の措置を講ず

るとともに、事業主が配慮すべき事情につい

て、参考となる情報を十分に提供するよう努め

ること。

六、事業主が新たに女性労働者に深夜業をさせよ

うとする場合は、労使間で十分な協議を行うと

すること。

七、深夜業が労働者の健康及び家庭・社会生活に

及ぼす影響について調査研究を進め、その実態

把握に努めること。

八、法の実効性を高めるために、都道府県女性少

年室長の「助言・指導・勧告」について明確な基

準を定めるとともに、調停制度及び公表制度に

ついては、法の趣旨が十分生かされるよう積極

的な活用を図ること。

九、あらゆる分野の労働者に関するポジティブ・

アクションの促進のための対策を強化するとと

もに、セクシュアル・ハラスメントに関して

は、その原因を分析することにより実効性ある

指針を策定し、行政指導を強化すること。

十、労働基準法の趣旨にのっとり、男女の賃金格

差をもたらしめている原因を分析し、速やかな改

善方法の検討を行うこと。

十一、少子・高齢化の進展を踏まえ、看護休暇、

保育・介護施設など職業生活と家庭生活の両立

支援対策を充実強化すること。

十二、均等法の円滑な施行を図るため、都道府県

女性少年室の充実強化を図ること。

十三、「パート労働法」及び指針の実効ある見直し

を速やかに行うこと。

十四、この法律の施行後適当な時期に、この法律

の施行状況を勘案し、必要があると認めるとき

は、この法律の規定について検討を加え、その

結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

こと。

右決議する。

平成九年六月十一日 参議院会議録第三十四号

外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律案

雇用の分野における男女の均等な機会

及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案

一七

「四條第二十八條」に改める。

第一条中「が確保されることを促進する」を「の確保を図る」に、「について、職業能力の開発及び向上並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もつて女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図る」を「の就業に關して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進する」に改める。

第二条中「女性労働者は経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う者の生育について重要な役割を有する者であることにかんがみ、この法律の規定による女性労働者の福祉の増進は」を「この法律においては」に改め、「母性を尊重されつつしかもを削り、「その能力を有効に發揮して」を「かつ、母性を尊重されつつ」に、「営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図る」を「営む」に、「本旨を」を「基本的理念」に改め、同条に次の一項を加える。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

第三条及び第四条を削る。

第五条中「女性労働者の福祉を」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に、「深め、かつ、女性労働者の労働に従事する者としての意識を高める」を「深める」に、「女性労働者の能力の有効な發揮を」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保」に改め、同条を第三条とする。

第六条の見出しを「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、同条第一項中「女性労働者の

福祉を」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に、「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、同条第二項中「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、同項第一号中「及び家庭生活」を削り、同項第二号中「女性労働者の福祉の増進を」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に改め、同条第三項から第六項までの規定中「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、第一章中同条を第四条とする。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保」に改める。

第一節 事業主の講ずる措置等を「第一節 女性労働者に対する差別的禁止等」に改める。

第七条中「与えるように努めなければならない」を「与えなければならない」に改め、第二章第一節中同条を第五条とする。

第八条の見出しを「配置、昇進及び教育訓練」に改め、同条中「及び昇進」を「昇進及び教育訓練」に、「女性労働者に対して男性労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない」を「労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない」に改め、同条を第八条とする。

第九条を削り、第十条を第七条とし、第十一条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第九条 第五条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的として女性労働者に關して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

第十二条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があるときは、第七条及び第八条を」を「第五条及び第六条に、」を「講ずるよう努めるべき措置についての」を「適切に対処するために必要な」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第二項中「第六条第三項から第五項まで」を「第四条第四項及び第五項」に、「について、同条第四項及び第五項の規定は」を「及び」に改め、同条を第十条とする。

第十三条中「第八条から第十一条を」を「第六条から第八条に改め、同条を第十一条とする。第十四条に次の一項を加え、同条を第十二条とする。

2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第十五条中「前条を」を「前条第一項に、」を「第七条を」を「第五条に改め、」を「関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。」を削り、同条に次の一項を加え、第二章

第一節中同条を第十三条とする。

2 前条第二項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第十六条第二項中「前条を」を「前条第一項」に改め、第二章第二節中同条を第十四条とする。

第十七条を第十五条とし、第十八条から第二十条までを二条ずつ繰り上げ、第二章第二節中第二十一条を第十九条とする。

第三章 女性労働者の就業に關する援助の措置等を削る。

第二章第二節の次に次の一節並びに章名及び一条を加える。

第三節 事業主の講ずる措置に対する国の援助

第二十条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に關する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善するに当たつて必要となる措置に關する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

第三章 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第二十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二十二條から第二十五條までを削り、第二十六條を第二十二條とする。

第二十七條第三項中「第六條第四項」を「第四条第四項」に改め、第三章中同條を第二十三條とする。

第二十八條から第三十一條までを削る。

第三十二條第一項中「及び家庭生活」を削り、第四章中同條を第二十四條とする。

第三十三條を第二十五條とし、同條の次の一條を加える。

(公表)

第二十六條 労働大臣は、第五条から第八条までの規定に違反している事業主に対し、

前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができ

第三十四條第一項中、「第六條第一項」を、「第四條第一項」に、「第十二條第二項及び第二十七條第三項」を、「第十條第二項、第二十一條第三項及び第二十三條第三項」に、「第十二條第一項、第二十七條第二項」を、「第十條第一項、第二十一條第二項、第二十三條第二項」に、「前二條を「前三條」に、「第六條第四項」を「第四條第四項」に、「第九條、第十條、第十四條、第二十六條及び前條第二項」を、「第七條、第十二條第一項、第二十二條及び第二十五條第二項」に、「第十一條第三項」を、「第八條第三項」に、「第十四條、第十五條及び前條第二項」を、「第十二條第一項、第十三條第一項及び第二十五條第二項」に、「第十五條中」を、「第十三條第一項中」に改め、同條第二項中「第十五條」を、「第十三條第一項」に改め、同條第四項中「第十九條から第二十一條」を、「第十七條から第十九條」に、「第十九條及び第二十条」を、「第十七條及び第十八條」に、「第二十一條中」を、「第十九條中」に、「第三十四條第三項」を「第二十七條第三項」に改め、同條を第二十七條とする。

第三十五條中「及び第三十三條」を、「第二十五條及び第二十六條」に、「第二十六條及び第二十七條」を「第三章」に改め、同條を第二十八條とする。

(労働基準法の一部改正)
第三條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「女子」を「女性」に改める。
第四條中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に、「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改める。
第十一條第三項第一号中「女子」を「女性」に改める。

第十九條第一項中「女子」を「女性」に、「但し」を「ただし」に改める。
第三十九條第七項中「女子」を「女性」に改める。
第六十一條第一項中「男子」を「男性」に改める。

「第六章の二 女子」を「第六章の二 女性」に改める。
第六十四條の二、第六十四條の三第一項及び第二項、第六十四條の四並びに第六十四條の五第一項及び第二項中「女子」を「女性」に改める。
第六十五條第一項中「十週間」を「十四週間」に、「女子」を「女性」に改め、同條第二項及び第三項中「女子」を「女性」に改める。
第六十七條、第六十八條(見出しを含む。)及び第七十條中「女子」を「女性」に改める。
第百條の二中「婦人主管局長」を「女性主管局長」に、「女子」を「女性」に改める。

第二百十條第四号中「婦人主管局長」を「女性主管局長」に改める。

第四條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第六章の二中第六十四條の二及び第六十四條の三を削り、第六十四條の四を第六十四條の二とし、第六十四條の五を第六十四條の三とする。
第六十六條第三項中、「第六十四條の三第一項ただし書の規定にかかわらず」を削る。
第七十條中「第六十四條の五」を「第六十四條の三」に、「第六十四條の四」を「第六十四條の二」に改める。
第百十八條中「第六十四條の四」を「第六十四條の二」に改める。
第百十九條第一号中、「第六十四條の二」及び「第六十四條の五」を削り、同條第四号中「第六十四條の五」を「第六十四條の三」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。
第五條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)目次の改正規定中「第三章 介護休業(第十一條、第十六條)」を「第三章 事業主が講ずべき措置(第十七條、第二十二條)」に改め、同法第二條第一号の改正規定中「及び第

介護休業(第十一條、第十六條)」「深夜業の制限(第十六條の二、第十六條の三)」に改め、同法第二條第一号の改正規定中「及び第

五条から第十八条までに「を」を、次章、第三章、第十七条及び第十八条に、「第二章を」次章に」に改め、同法第九条第一項の改正規定中「及び第十五条第三項第二号」を、「第十五条第三項第二号及び第十六条の二第四項第三号」に改め、同法第四十六条に四項を加える改正規定中「四項を」七項に、「この項を」この条に改め、「国家公務員を除く」の下に、「以下この条において同じ」を加え、同条の改正規定に次のように加える。

7 主務大臣等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員であつて第十六条の二第一項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、同項に規定する深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

8 前項の規定は、要介護家族を介護する給特法の適用を受ける国家公務員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の二第一項各号」とあるのは「第十六条の三において準用する第十六条の二第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

9 前二項の規定は、地方公務員法第四條第一項に規定する職員（非常勤職員を除く。）について準用する。この場合において、第七項中「主務大臣等」とあるのは、「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組

織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会」と読み替へるものとする。

第二条のうち、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第四十五条第二項の改正規定中「第四項」の下に、「第十六条の二第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号（第十六条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同法第四十三条の改正規定中「第三項第一号」の下に、「第十六条の二第一項第二号及び第三号、第三項並びに第四項第一号（第十六条の三において準用する場合を含む。）」を加え、同法第十三条の改正規定中「第十三条中（日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。）を削り、同条に改め、同法第一章の次に一章を加える改正規定中「一章を」二章に改め、「第三項」の下に「及び第十六条の二第四項第三号」を加え、同法第一章の次に一章を加える改正規定に次のように加える。

第三章の二 深夜業の制限

第十六条の二 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第十九条及び第二十条において同じ。）であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、午後十時から午前五時までの間（以下この条において「深夜」という。）において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者
二 当該請求に係る深夜において、常態として当該子を保育することができ、当該子の同居の家族その他の労働省令で定める者がいる場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間（月以上六月以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（第四項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に対して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた

た日（第三号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第三項後段の規定は、前項第一号の労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十六条の三 前条第四項第二号を除く。）の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同項第二号中「子」とあるのは「対象家族」と、「保育」とあるのは「介護」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替へるものとする。

（職業安定法の一部改正）

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成九年六月十一日 参議院會議録第三十四号

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働関係法律の整備に関する法律案

二二

第十二条第七項中「女子」を「女性」に改める。

(労働者設置法の一部改正)

第七条 労働者設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

第四条第三十一号中「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三十三号中「婦人労働者」を「女性労働者」に改め、同条第三十六号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

第五条第四十一号中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に、「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に、「が講ずる」ように努めるべき措置についての「を」に改める。

第六条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

第九条の見出しを「(都道府県女性少年室)」に改め、同条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に、「婦人」を「女性」に、「婦人労働者」を「女性労働者」に改め、同条第二項及び第三項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

第十条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く)、第三条(次号に掲げる改正規定を除く)、第五条、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第三条、第六条、第七条、第十条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く)の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第二十八条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定(「事業主は」の下に「労働者令で定めるところにより」を加える部分及び「できる」のような配慮をするように努めなければならない)を「できる」ようにしななければならないに改める部分に限る。、同法第二十七条の改正規定(「講ずる」ように努めなければならない)を「講じなければならない」に改める部分及び同条に二項を加える部分に限る。、同法第三十四条の改正規定(及び第十二条第二項を、第十二条第二項及び第二十七條第三項に改める部分、「第十二条第一

項の下に「第二十七條第二項を加える部分及び「第十四条及び」を「第十四条、第二十六條及び」に改める部分に限る。及び同法第三十五條の改正規定、第三條中労働基準法第六十五條第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七條中労働者設置法第五條第四十一号の改正規定(「が講ずる」ように努めるべき措置についての「を」に改める部分に限る。並びに附則第五條、第十二條及び第十三條の規定並びに附則第十四條中運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第四條第一項第二十四号の二の三の改正規定(「講ずる」ように努めるべき措置についての指針等)を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。平成十年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の二中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に、「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に改める。

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の二中「雇用の分野にお

ける男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第五条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五條中「十週間」を「十四週間」に、「十八週間」を「二十週間」に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第六条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部を次のように改正する。

育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第八條の規定による改正前の第三十條第二項及び第三十一條第一項中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第六項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福

社の増進に関する法律を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

第八条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、「第三十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「から第六十四条の五まで並びに」を、「第六十四条の三及び」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を、「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。

(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第十条 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項及び第四十五条第二項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に改める。

(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第十一条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七条中、「第三十九条第五項並びに第六十四条の二第一項及び第二項」を「並びに第三十九条第五項」に、「第三十六条並びに第六十四条の二第一項及び第二項」を「並びに第三十六条」に改める。

(健康保険法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「七十日」を「九十八日」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五

十條第二項及び第六十九條の十八第一項

二 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律

第一百二十八号)第六十七條第一項

三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法

律第五百五十二号)第六十九條第一項

(国家公務員災害補償法等の一部改正)

第十三条 次に掲げる法律の規定中「十週間」を「十四週間」に改める。

一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律

第九十一号)第四條第三項第二号

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和

三十六年法律第五十五号)第三條第三項

三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律

第二百一十一号)第二條第六項第二号

(運輸省設置法の一部改正)

第十四条 運輸省設置法の一部を次のように改正

する。

第四条第一項第二十四号の二の三中「雇用の

分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に、「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に、「講ずる」に「努める」に、「講ずべき措置」に「努め」に、「講ずべき措置」に「努める」に改める。

第五十七条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

第十五条 運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の三中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改める。

第五十七条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号中「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」

に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に改める。

第五條第四十一号中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改める。

第十條第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律及び」を削る。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十日

商工委員長 木宮 和彦
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、事業支配力の過度の集中を防止しつつ、事業者の活動をより活発にする等の観点から、持株会社の設立の全面禁止を改める等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一、事業支配力が過度に集中することとなる持株会社に関するガイドラインの作成に当たっては、国会の審議を十分に踏まえ、禁止される持株会社の解釈をより明確にし、公正取引委員会の審査における行政裁量の余地を極力排除すること。

なお、事前相談については、透明性を確保する観点から、その経過や結果等を適当な方法で開示すること。

二、金融持株会社については、競争政策及び金融政策の観点からすみやかに検討を行い、その解禁に当たっては、金融関係法制の整備等の必要な措置を講ずること。

なお、十一條については、九條の改正に伴う影響等を勘案しつつ適切な制度運用に努めること。

三、持株会社によるグループ経営における連結ベースのディスクロージャーの充実等、情報開示制度の改善を行うとともに、持株会社株主の子会社事業への関与や子会社関係者の権利保護のあり方等、会社法制について検討を行うこと。

四、持株会社の解禁に伴う労使関係の対応については、労使協議の実が高まるよう、労使関係者を含めた協議の場を設け、労働組合法の改正問題を含め今後二年を目途に検討し、必要な措置

をとること。

なお、右の検討に当たっては労使の意見が十分に反映されるよう留意すること。

五、持株会社の設立等企業組織の変更が円滑に行われるよう、資産譲渡益課税に関する圧縮記帳制度の優遇措置や連結納税制度等の税制上の検討を進めること。また、株式交換制度等、会社法上の企業組織の変更規定についても検討を行うこと。

六、持株会社制度が中小事業者への系列支配の強化等につながることをないよう、独占禁止法等の厳正な運用に努めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「五百億円を千億円」に、「次の各号」を「次に」に改める。

第六条第二項を削る。

第七条第一項中「前条第一項若しくは第二項を「前条」に改め、「届出を命じ、又はを削り、「差止を、差止め」に改める。

第八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「第六條第一項」を「第六條」に改める。

第九条第一項及び第二項中「持株会社」を「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」に改める。

第九条第三項を次のように改める。

この条及び次条において持株会社とは、子会社(会社がその発行済の株式(社員)の持分を含む。以下同じ。)の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社をいう。以下この条において同じ。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。)の合計額の会社の総資産の額(公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。第六項において同じ。)に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。第九条に次の四項を加える。

会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社が発行済の株式の総数の百分の五十を超える株式を所有する国内の会社は、当該会社の子会社とみなして、この条の規定を適用する。

第一項及び第二項において事業支配力が過度に集中することとは、持株会社及び子会社その他持株会社が株式の所有により事業活動を支配している国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分

野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

持株会社は、当該持株会社及びその子会社の総資産の額(国内の会社の総資産の額に限る。)を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が三千億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三箇月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該持株会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。

新たに設立された持株会社は、当該持株会社がその設立時において前項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

第九条の二第一項中「株式会社」の下に「持株会社たる株式会社を除く。」を加え、「百億円」を「三百五十億円」に、「三百億円」を「千四百億円」に改め、「(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額。以下同じ。)」を削り、同項ただし書中「次の各号」を「次に」に改め、同項第五号中「自己が」を「自己及び他の会社がそれぞれに」、「全部」を「一部」に、「設立後直ちに」を「設立と同時に」に改め、同号ただし書中「当該会社の設立の日から二年以内において所有する場合」を「当該会社が設立時の業務を引き続き主たる事業として営んでいる場合」に改め、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

第二条第十一項に規定する証券取引所に上場

されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されてない株式を発行する株式会社のうち、資本の額が政令で定める金額以下のものであつて、前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるものの株式を取得し、又は所有する場合

第九条の二第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 国内の会社の発行済の株式の全部を取得し、又は所有する場合

第九条の二第五項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に改め、同条第六項中「第一項第六号」を「第一項第七号」に、「同項第九号」を「同項第十一号」に改め、同条第八項中「第一項第九号」を「第一項第十一号」に改める。

第十七条の二第二項中「第九条の二第二項」を「第九条第六項若しくは第七項、第九条の二第二項」に改め、「報告書の提出」の下に「若しくは届出」を加える。

第十八条中「第九条第一項の規定に違反して会社が発立された場合又は「及び」「設立又は」を削り、「訴を」「訴え」に改める。

平成九年六月十一日 参議院會議録第三十四号

第十八条の二第二項中「三百億円」を「六百億円」に改める。

第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第六号第一項若しくは第二項」を「第六号」に、「第九号第一項若しくは第二項」を「第九号第二項、第二項、第六項若しくは第七項」に改める。

第六十五条第一項中「第九号の二第二項第六号」を「第九号の二第二項第七号」に、「第九号の二第二項第九号」を「第九号の二第二項第十一号」に改める。

第六十七条第一項中「申立」を「申立て」に、「第六号第一項」を「第六号」に改める。

第九十条第一号中「第六号第一項」を「第六号」に改める。

第九十一条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第九十一条の二第二号を次のように改める。

一 削除

第九十一条の二中第十号を第十二号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。

三 第九号第六項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第九号第七項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第九十五条第一項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、「第九十一条の二」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第二項第二号中「第九十一条第一号、第六号」を「第九十一条第五号」に、「第七号

(第一号又は第六号に係る部分に限る。)」を「第六号(第五号に係る部分に限る。)」に、「第九十一条の二第一号、第二号」を「第九十一条の二第二号」に、「第五号若しくは第九号」を「第七号若しくは第十一号」に改める。

第九十五条の二中「第五号」を「第四号」に改める。

第一百五十五条の次に次の一条を加える。

第一百六条 別に法律で定める日までの間は、第九号第一項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社(次条第一項に規定する金融業を営む会社を第三項に規定する子会社(第四項の規定により子会社とみなされる場合を含む。))とする持株会社をいう。次項において同じ。又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」と、同条第二項中「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とあるのは「金融持株会社又は事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六号第二項を削る改正規定、第七号第一項及び第八号第一項の改正規定、第四十八号第一項及び第五十四号第一項の改正規定(第六号第一項若しくは第二項を「第六号」に改める部分に限る。)、第六十七号第一項、第九十号第一号及び第九十一号の改正規定、第九十五号第一項第二号の改正規定(第九十一号の二の下に「(第一号を除く。)」

を加える部分に限る。)、第九十五号第二項第二号の改正規定(第九十一号の二第一号、第二号を「第九十一号の二第二号」に改める部分に限る。並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六号第二項を削る改正規定の施行前にした同項に規定する国際的協定又は国際的契約に係る届出については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。第九号第一項若しくは第二項、第九号の二第二項又は第十七号(旧法第九号第一項若しくは第二項又は第九号の二第二項に係る部分に限る。))の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。))の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、事業支配力の過度の集中を防止する観点から、設立等が禁止される持株会社の範囲及び持株会社の事業活動の実態を把握する方法並びに大規模会社の株式保有総額の制限

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

二五

の対象となる株式の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

電気事業法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月十日

商工委員長 木宮 和彦

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の方決定の理由

本法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事について、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、環境影響評価法に關し所要の特例措置等を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

電気事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成九年五月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

電気事業法の一部を改正する法律案

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 自主的な保安(第四十二條—第四十六條)」を「第二款 自主的な保安(第四十二條—第四十六條)」を「第二款 環境影響評価に關する特例(第四十六條の二—第四十六條の二二)」に改める。

第一条中「あわせて公害の防止」を「及び環境の保全」に改める。

第三章第二節第一款の次に次の一款を加える。

第二款の二 環境影響評価に關する特

例

(事業用電気工作物に係る環境影響評価)

第四十六條の二 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法(平成九年法律第 号)第二条第一項に規定する第一種事業又は同条第三項に規定する第二種事業に該當するものに係る同条第一項に規定する環境影響評価(以下「環境影響評価」という。)その他の手続については、同法及びこの法の定めるところによる。

(簡易な方法による環境影響評価)

第四十六條の三 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第三項に規定する第二種事業に該當するものをしようとする者は、同法第四条第一項前段の書面には、同項前段に規定する事項のほか、その工事について通商産業省令で定める簡易な方法により環境影響評価を行った結果を、通商産業省

令で定めるところにより、記載しなければならない。

(方法書の作成)

第四十六條の四 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該當するもの(以下「特定対象事業」という。)をしようとする者(以下「特定事業者」という。)は、同法第五条第一項の環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)には、同項第四号の規定にかかわらず、特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を記載しなければならない。

(方法書の届出)

第四十六條の五 特定事業者は、環境影響評価法第六条第一項の規定による送付をするときは、併せて方法書を通商産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての意見の概要等の届出等)

第四十六條の六 特定事業者は、環境影響評価法第九条の書類には、同条に規定する事項のほか、同法第八条第一項の意見についての事業者の見解を記載しなければならない。

2 特定事業者は、環境影響評価法第九条の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を

通商産業大臣に届け出なければならない。

(方法書についての都道府県知事の意見)

第四十六條の七 環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者が替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

2 都道府県知事は、環境影響評価法第十条第一項の意見であつて特定対象事業に係るものにつ

いては、同条第三項の規定によるほか、前条第一項の規定により同法第九条の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。

(方法書についての勧告)

第四十六條の八 通商産業大臣は、第四十六條の五の規定による方法書の届出があつた場合において、環境影響評価法第十条第一項の都道府県知事の意見を勧告するとともに、第四十六條の六第二項の規定による届出に係る同法第八条第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六條の五の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について必要な勧告をすることができ。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(環境影響評価の項目等の選定)

第四十六條の九 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第十条第一項の意見を勧告するとともに同法第八条第一項の意見に配慮す

るほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

(準備書の作成)

第四十六條の十 特定事業者は、環境影響評価法第十四條第一項の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六條の八第一項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

(準備書の届出)

第四十六條の十一 特定事業者は、環境影響評価法第十五條の規定による送付をするときは、併せて準備書及びこれを要約した書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての意見の概要等の届出)

第四十六條の十二 特定事業者は、環境影響評価法第十九條の規定による送付をするときは、併せて同条の書類を通商産業大臣に届け出なければならない。

(準備書についての関係都道府県知事の意見)

第四十六條の十三 環境影響評価法第二十条第一項の關係都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同項の規定にかかわらず、事業者が替えて通商産業大臣に対し、同項の意見として述べるものとする。

(準備書についての勧告)

第四十六條の十四 通商産業大臣は、第四十六條の十一の規定による準備書の届出があつた場合において、環境影響評価法第二十条第一項の關係都道府県知事の意見を勘案するとともに、第四十六條の十二の規定による届出に係る同法第十八條第一項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して、その準備書を審

査し、その準備書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるときは、第四十六條の十一の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、その特定対象事業に係る環境影響評価について必要な勧告をすることができ

る。

2 通商産業大臣は、前項の規定による審査をするときは、環境庁長官の環境の保全の見地からの意見を聴かなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による通知を行うときは、併せて特定事業者に対し、環境影響評価法第二十条第一項の書面の写しを送付しなければならない。

(評価書の作成)

第四十六條の十五 特定事業者は、前条第一項の規定による勧告があつたときは、環境影響評価法第二十一条第一項の規定による検討において、同項の規定により同法第二十条第一項の意見を勘案するとともに同法第十八條第一項の意見に配慮するほか、その勧告を踏まえて、当該検討を加えなければならない。

2 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の環境影響評価書(以下「評価書」という。)には、同項各号に掲げる事項のほか、第四十六條の八第一項及び前条第一項の規定による勧告の内容を記載しなければならない。

(評価書の届出)

第四十六條の十六 特定事業者は、環境影響評価法第二十一条第二項の規定により評価書を作成したときは、その評価書を通商産業大臣に届け出なければならない。次条第一項の規定による命令があつた場合において、これを変更したときも、同様とする。

(変更命令)

第四十六條の十七 通商産業大臣は、前条の規定による届出があつた評価書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため特に必要があり、かつ、適切であると認めるときは、同条の規定による届出を受理した日から通商産業省令で定める期間内に限り、特定事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る評価書を変更すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする必要がないと認めたときは、遅滞なく、その旨を特定事業者に通知しなければならない。

(評価書の送付)

第四十六條の十八 通商産業大臣は、前条第二項の規定による通知をしたときは、その通知に係る評価書の写しを環境庁長官に送付しなければならない。

2 特定事業者は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、速やかに、環境影響評価法第十五條に規定する關係都道府県知事及び關係市町村長に対し、その通知に係る評価書、これを要約した書類及び前条第一項の規定による命令の内容を記載した書類を送付しなければならない。

(評価書の公衆及び縦覧)

第四十六條の十九 特定事業者に対する環境影響評価法第二十七條の適用については、同条中「第二十五條第三項の規定による送付又は通知をした」とあるのは「電気事業法第四十六條の十七第二項の規定による通知を受けた」と、「評価書」とあるのは「当該通知に係る評価書」と、同条中「要約書及び第二十四條の書面」とあるのは「当該通知に係る評価書、これを要約した書類及び同条第一項の規定による命令の内容を記載した書類」とする。

(環境の保全の配慮)

第四十六條の二十 特定事業者は、環境影響評価法第三十八條第一項の規定により、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業を実施するとともに、第四十六條の十七第二項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない。

(環境影響評価法の適用に当たつての技術的読替等)

第四十六條の二十一 この款に定めるもののほか、特定事業者に対する環境影響評価法の規定の適用に当たつての技術的読替その他特定事業者に対する同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(環境影響評価法の適用除外)

第四十六條の二十二 特定事業者の特定対象事業については、環境影響評価法第二十二條から第二十六條まで及び第三十三條から第三十七條ま

官 報 (号 外)

での規定は、適用しない。

第四十七條第三項に次の二号を加える。

四 特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第四十六條の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従つてい

ものであること。

五 環境影響評価法第二條第三項に規定する第二種事業(特定対象事業を除く。)に係るものにあつては、同法第四條第三項第二号(同條第四項及び同法第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の措置がとられたものであること。

第二百二十二條第二号中「第三十五條」の下に「又は第四十六條の十七第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、環境影響評価法の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二條 環境影響評価法附則第三條第一項又は第三項の規定により、同法第一章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る事業用電気工作物については、この法律による改正後の電気事業法(以下「新法」という。)(第三章第二節第二款の二の規定は、適用しない。

2 この法律による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)(第四十七條第一項の規定による認可であつてこの法律の施行前にされたものに係る工事の計画の変更の認可であつて、環境影響評価法附則第三條第一項又は第三項の規定により、同法第二章から第七章までの規定の適用を

受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る工事の計画の変更に係るものについての新法第四十七條第三項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

3 旧法第四十八條第一項の規定による届出であつてこの法律の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出であつて環境影響評価法附則第三條第一項又は第三項の規定により同法第二章から第七章までの規定の適用を受けないこととされた第一種事業又は第二種事業に係る工事の計画の変更に係るものについての新法第四十八條第三項及び第四項の規定の適用については、同法第三項及び第四項中「前条第三項各号」とあるのは、「前条第三項各号(第四号及び第五号を除く。)」とする。

(政令への委任)

第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四條 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

日本銀行法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年六月十日

大蔵委員長 松浦 孝治
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、我が国の中央銀行である日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の政策委員会の権限の強化とその議事要旨の速やかな公表をはじめとする日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正するものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び日本銀行は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、日本銀行の法人格の在り方については、日本銀行が重要な金融政策を実施する機関であることを踏まえ、民間出資者の位置付け、法的性格の変更に伴う諸コスト、金融政策に係る日本銀行の独立性への影響等を総合的に勘案しつつ、さらに検討を行うこと。

一、日本銀行の予算認可、違法行為の是正措置、資料の徴求、業務報告書の国会への提出等については、日本銀行の業務運営の自主性に配慮しつつ、適正な運用に努めること。

一、政府の経済政策と日本銀行の金融政策の整合性の確保に努めるとともに、日本銀行総裁・副総裁は、国会への出席義務が課される本法の施

行日以前においても、誠意をもって金融政策の考え方等につき国会に対して十分説明するよう努めること。

一、役員集会の廃止、議決に付すべき内容・参考資料等の事前送付、独自スタッフの配置等により政策委員会の活性化を図るとともに、政策委員会の議事要旨の速やかな公表等を行い、金融政策の決定過程の透明性を最大限確保すること。

一、日本銀行の給与水準については、一般民間企業、国家公務員、民間金融機関等の給与水準を総合的に勘案し、国民の理解が得られる適正なものとなるよう努めるとともに、機構の見直し、支店・事務所の統廃合、保育資産の整理、人員配置の適正化等を含む抜本的なリストラ計画を早急に作成し、合わせて経費予算、給与水準、日銀納付金等の透明性の確保に努めること。

一、日本銀行の役職員の再就職制限については、国家公務員の再就職制限等も参考にしつつ、国民の理解が得られるよう適切なルールを作成すること。

右決議する。

日本銀行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成九年五月二十二日
衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本銀行法案

日本銀行法

日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第十三条)
- 第二章 政策委員会(第十四条—第二十条)
- 第三章 役員及び職員(第二十一条—第三十二条)
- 第四章 業務(第三十三条—第四十五条)
- 第五章 日本銀行券(第四十六条—第四十九条)
- 第六章 会計(第五十条—第五十二条)
- 第七章 国会に対する報告等(第五十四条—第五十五条)
- 第八章 違法行為等の是正等(第五十六条—第五十八条)
- 第九章 雑則(第五十九条—第六十二条)
- 第十章 罰則(第六十三条—第六十六条)

第一章 総則

(目的)

第一条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

(通貨及び金融の調節の理念)

第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、

その理念とする。

(日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保)

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

(政府との関係)

第四条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

(業務の公共性及びその運営の自主性)

第五条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(法人格)

第六条 日本銀行は、法人とする。

(本店及び支店等)

第七条 日本銀行は、本店を東京都に置く。

2 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、支店その他の事務所を設置し、移転し、又は廃止することができる。

3 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けて、その業務の一部を取り扱う代理店を設置し、又は廃止することができる。

4 大蔵大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る認可をしなかつたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請の内容及び公表ししなければならない。

(資本金)

第八条 日本銀行の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資による一億円とする。

2 前項の日本銀行の資本金のうち政府からの出資の額は、五千五百万円を下回ってはならない。

(出資証券)

第九条 日本銀行は、前条第一項の出資に対し、出資証券を発行する。

2 前項の出資証券その他出資に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の譲渡)

第十条 出資者は、政令で定めるところにより、その持分を譲り渡し、又は質権の目的とすることができる。

(定款)

第十一条 日本銀行は、定款をもって、次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 本店及び支店の所在地
- 四 資本金及び出資に関する事項
- 五 政策委員会に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 銀行券の発行に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 公告及び公表の方法

2 定款の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(登記)

第十二条 日本銀行は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 日本銀行でない者は、日本銀行という名称を用いてはならない。

第二章 政策委員会

(設置)

第十四条 日本銀行に、政策委員会(以下この章及び次章において「委員会」という。)を置く。

(権限)

第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

- 一 第三十三条第一項第一号の手形の割引に係る基準となるべき割引率その他の割引率並びに当該割引に係る手形の種類及び条件の決定又は変更
- 二 第三十三条第一項第二号の貸付に係る基準となるべき貸付利率その他の貸付利率並びに当該貸付に係る担保の種類、条件及び価額の決定又は変更
- 三 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三十五号)第四条第一項に規定する準備率及び基準日等の設定、変更又は廃止
- 四 第三十三条第一項第三号に規定する手形又

官 報 (号 外)

は債券の売買その他の方法による金融市場調節(金融市場を通じて行う通貨及び金融の調節(公開市場操作を含む。)をいう。)の方針並びに当該金融市場調節に係る手形又は債券の種類及び条件その他の事項の決定又は変更 五 その他の通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更 六 前各号に掲げる事項の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解その他通貨及び金融の調節に関する日本銀行としての見解の決定又は変更	六 定款の変更 七 業務方法書の作成又は変更 八 支店その他の事務所及び代理店の設置、移転又は廃止 九 組織及び定員に関する重要事項(前号に掲げるものを除く。) 十 第三十一条第一項に規定する給与等の支給の基準及び第三十二条に規定する服務に関する準則の作成又は変更 十一 不動産その他の重要な財産の取得又は処分 十二 経費の予算(第五十一条第一項に規定する経費の予算をいう。)の作成又は変更、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書の作成、剰余金の処分その他の会計に関する重要事項 十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成 十四 第五十九条に規定する規程の作成又は変更 十五 この法律の規定により委員会が定め、又はこの法律若しくは他の法令の規定により委員会が行うこととされる事項 十六 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める事項 三 委員会は、日本銀行の役員(監事及び参与を除く。)の職務の執行を監督する。 三 委員会は、日本銀行の役員(監事及び参与を除く。)の職務の執行を監督する。 第十六条 委員会は、委員九人で組織する。 二 委員は、審議委員六人のほか、日本銀行の総裁及び副総裁二人をもってこれに充てる。この	場合において、日本銀行の総裁及び副総裁は、第二十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ独立して委員の職務を執行する。 三 委員会に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。 四 議長は、委員会の会務を総理する。 五 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。 (会議の招集) 第十七条 委員会の会議は、議長(議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この条、次条及び第二十条において同じ。)が招集する。 二 議長は、委員会の会議のうち第十五条第一項各号に掲げる事項(以下この章において「金融調節事項」という。)を議事とする会議については、政令で定めるところにより、これを定期的に招集しなければならない。 三 前項の規定は、議長が必要と認める場合又は現に在任する委員の総数の三分の一以上が必要と認めて議長に対しその招集を求めた場合において金融調節事項を議事とする会議を招集することを妨げるものと解してはならない。 (議事の運営) 第十八条 委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 二 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可決同数のときは、議長が決する。	三 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員会が定める。 (政府からの出席等) 第十九条 大蔵大臣又は経済企画庁長官は、必要に応じ、金融調節事項を議事とする会議に出席して意見を述べ、又はそれぞれの指名するその職員を当該会議に出席させて意見を述べさせることができる。 二 金融調節事項を議事とする会議に出席した大蔵大臣又はその指名する大蔵省の職員及び経済企画庁長官又はその指名する経済企画庁の職員は、当該会議において、金融調節事項に関する議案を提出し、又は当該会議で議事とされた金融調節事項についての委員会の議決を次回の金融調節事項を議事とする会議まで延期することを求めることができる。 三 前項の規定による議決の延期の求めがあったときは、委員会は、議事の議決の例により、その求めについての採否を決定しなければならない。 (議事録等の公表) 第二十条 議長は、金融調節事項を議事とする会議の終了後、速やかに、委員会の定めるところにより、当該会議の議事の概要を記載した書類を作成し、当該書類について金融調節事項を議事とする会議において委員会の承認を得て、これを公表しなければならない。 二 議長は、委員会の定めるところにより、金融調節事項を議事とする会議の議事録を作成し、委員会が適当と認めて定める相当期間経過後に、これを公表しなければならない。
二 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。 一 第三十七条第一項の規定による貸付けの実施及び第三十八条第二項の規定による業務の実施 二 第三十九条第一項の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項 三 第四十条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第四十一条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第四十二条の規定による取引の実施 四 第四十三条第一項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項 五 第四十四条第一項に規定する審査に關する契約の内容及び毎事業年度の審査の実施に關する重要事項	三 第四十条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第四十一条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第四十二条の規定による取引の実施 四 第四十三条第一項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項 五 第四十四条第一項に規定する審査に關する契約の内容及び毎事業年度の審査の実施に關する重要事項	三 第四十条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第四十一条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第四十二条の規定による取引の実施 四 第四十三条第一項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項 五 第四十四条第一項に規定する審査に關する契約の内容及び毎事業年度の審査の実施に關する重要事項	三 第四十条第三項に規定する国際金融面での協力に該当するものとして大蔵大臣が定めるもののため行う外国為替の売買の実施、第四十一条に規定する業務に係る各外国中央銀行等(同条に規定する外国中央銀行等をいう。)との取引の開始及び第四十二条の規定による取引の実施 四 第四十三条第一項ただし書の規定による認可の申請及び当該認可に係る業務に関する重要事項 五 第四十四条第一項に規定する審査に關する契約の内容及び毎事業年度の審査の実施に關する重要事項

第三章 役員及び職員

(役員)

第二十一条 日本銀行に、役員として、審議委員六人のほか、総裁一人、副総裁二人、監事三人以内、理事六人以内及び参与若干人を置く。
(役員の仕事及び権限)

第二十二条 総裁は、日本銀行を代表し、委員会の定めるところに従い、日本銀行の業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、日本銀行を代表し、総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、日本銀行の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき必要があると認めるときは、大蔵大臣又は委員会に意見を提出することができる。

5 理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して日本銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

6 参与は、日本銀行の業務運営に関する重要事項について、委員会の諮問に應じ、又は必要があると認めるときは、委員会に意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第二十三条 総裁及び副総裁は、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 審議委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

3 監事は、内閣が任命する。

4 理事及び参与は、委員会の推薦に基づいて、大蔵大臣が任命する。

5 総裁、副総裁又は審議委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、総裁、副総裁又は審議委員を任命することができる。

6 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣は、直ちにその総裁、副総裁又は審議委員を解任しなければならない。
(役員の仕事)

第二十四条 総裁、副総裁及び審議委員の任期は五年、監事及び理事の任期は四年、参与の任期は二年とする。ただし、総裁、副総裁又は審議委員が欠員となった場合における補欠の総裁、副総裁又は審議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 総裁、副総裁、審議委員、監事、理事及び参与は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第二十五条 日本銀行の役員(理事を除く)は、第二十三条第六項後段に規定する場合又は次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
二 この法律の規定により処罰されたとき。
三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 心身の故障のため職務を執行することができなかつたとき
五 委員会(監事にあつては、委員会及び内閣)により認められたとき。

2 内閣又は大蔵大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合に、当該役員を解任しなければならない。

3 前項の規定によるほか、理事については、大蔵大臣は、委員会からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任することができる。

(役員の仕事)

第二十六条 日本銀行の役員(参与を除く。以下この条、第三十一条及び第三十二条において同じ)は、在任中、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となること。

二 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

三 報酬のある他の職務(役員としての職務の適切な執行に支障がない職務の基準として第三十二条に規定する職務に関する準則で定められたものを満たすものと委員会において認められたものを除く)に従事すること。

四 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 日本銀行の役員が国会又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となつたときは、当該役員は、その役員たる職を辞したものとみなす。

(代理人の選任)

第二十七条 総裁及び副総裁は、理事又は日本銀行の職員のうちから、日本銀行の本店又は支店の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)
第二十八条 日本銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)
第二十九条 日本銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)
第三十条 日本銀行の役員及び職員は、法令により公務に従事する職員とみなす。

(給与等の支給の基準)
第三十一条 日本銀行は、その役員及び職員の報酬(賞その他の金銭の給付を含む)及び退職手当(次項において「給与等」という)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項に規定する給与等の支給の基準のうち役員に係るものは、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第三十五号)の適用を受ける国家公務員の給与及び退職手当その他の事情を勘案して定めなければならない。

(服務に関する準則)

第三十二条 日本銀行は、その業務の公共性にかんがみ、その役員及び職員の職務の適切な執行

官 報 (号 外)

を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務、私企業からの隔離その他の服務に関する準則を定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

第四章 業務

(通常業務)

第三十三条 日本銀行は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 商業手形その他の手形の割引
- 二 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- 三 商業手形その他の手形(日本銀行の振出しに係るものを含む。)又は国債その他の債券の売買
- 四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借
- 五 預り金
- 六 内国為替取引
- 七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証券の保護預り
- 八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第五号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

(国に対する貸付け等)

第三十四条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第一項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け

二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け

三 財政法第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け

四 大蔵省証券その他の融通証券の応募又は引受け

五 貴金属その他の物品の保護預り

(国庫金の取扱い)

第三十五条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、国庫金を取り扱わなければならない。

2 日本銀行は、前項の規定により国庫金を取り扱う場合には、第三十三条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

(国の事務の取扱い)

第三十六条 日本銀行は、我が国の中央銀行として、法令で定めるところにより、通貨及び金融に関する国の事務を取り扱うものとする。

2 日本銀行は、前項の規定により国の事務を取り扱う場合には、第三十三条第一項に規定する業務のほか、その取扱いに必要な業務を行うことができる。

3 第一項の国の事務の取扱いに要する経費は、法令で定めるところにより、日本銀行の負担とすることができる。

(金融機関等に対する一時貸付け)

第三十七条 日本銀行は、金融機関(銀行その他

の預金等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。))の受入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。))その他の金融業を営む者であつて政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。))において電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑の確保を図るために必要があるとき、第三十三条第一項の規定にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(信用秩序の維持に資するための業務)

第三十八条 大蔵大臣は、金融機関の業務又は財産その他の状況に照らし信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のために必要があるとき、日本銀行に対し、当該金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の要請があつたときは、第三十三条第一項に規定す

る業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

(資金決済の円滑に資するための業務)

第三十九条 日本銀行は、第三十三条から前条までに規定する業務のほか、大蔵大臣の認可を受けて、第三十三条第一項第五号から第七号までに掲げる業務又は第三十五条第二項若しくは第三十六条第二項に規定する業務と一体的に行ふことによつて金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等(外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。))又は国際機関(我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。))との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であつて本邦通貨の外国為替相場場の安定を目的とするものについては、第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第一項の規定により我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱をする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力を該当するものとして大蔵大臣が定めるものため行う外国為替の売買については、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。

(国際金融業務)

第四十一条 日本銀行は、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、これらの者との間で、次に掲げる業務を行うことができる。

一 本邦通貨をもって表示される預金に係る預り金(第三十三条第二項に規定する預り金をいう。)

二 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り

三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り金 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理

五 その他当該外国中央銀行等又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として大蔵省令で定めるもの

第四十二条 日本銀行は、前条の規定による業務のほか、我が国の中央銀行としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であつて国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、大蔵大臣からの要請に基づき、又はあ

らかじめその承認を得て、行うことができる。

一 国際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け

二 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与

(他業の禁止)

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ってはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(考査)

第四十四条 日本銀行は、第三十七条から第三十九条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等(以下この条において「取引先金融機関等」という。)との間で、考査(取引先金融機関等の業務及び財産の状況について、日本銀行が当該取引先金融機関等へ立ち入って行う調査をいう。以下この条において同じ。)に関する契約考査を行うときはあらかじめ取引先金融機関等に対し連絡しその承諾を得なければならないものであることその他の政令で定める要件を備えたものに限る。)を締結することができる。

2 日本銀行は、考査を行う場合には、当該考査に伴う取引先金融機関等の事務負担に配慮しなければならぬ。

3 日本銀行は、大蔵大臣から要請があつたときは、その行った考査の結果を記載した書類その他の考査に関する資料を大蔵大臣に対し提出し、又はその職員に閲覧させることができる。

(業務方法書)

第四十五条 日本銀行は、業務方法書を定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けに関する事項その他の政令で定める事項を記載しなければならない。

第五章 日本銀行券

(日本銀行券の発行)

第四十六条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券(以下「日本銀行券」という。)は、法貨として無制限に通用する。

(日本銀行券の種類及び様式)

第四十七条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

2 日本銀行券の様式は、大蔵大臣が定め、これを公示する。

(日本銀行券の引換え)

第四十八条 日本銀行は、大蔵省令で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となつた日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

(日本銀行券の製造及び消却)

第四十九条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手続を定め、大蔵大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第七条第四項の規定は、前項の承認について準用する。

第六章 会計

(事業年度)

第五十条 日本銀行の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費の予算)

第五十一条 日本銀行は、毎事業年度、経費(通貨及び金融の調節に支障を生じさせないものとして政令で定める経費に限る。)に関する予算(以下「経費の予算」という。)を作成し、当該事業年度開始前に、大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された経費の予算を認可することが適当でないとき認めるときは、速やかに、その旨及びその理由を日本銀行に通知するとともに、当該提出に係る経費の予算の詳細及び当該理由を公表しなければならない。

3 日本銀行は、前項の規定による通知があつたときは、大蔵大臣に対し意見を述べ、又は必要に応じ当該意見を公表することができる。

(財務諸表等)

第五十二条 日本銀行は、財産目録及び貸借対照表については四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書についてはこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、これらの書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見書を添付して、当該半期又は当該事業年度経過後二月以内に、これを大蔵大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

官 報 (号 外)

2 日本銀行は、前項の規定により事業年度に係る財務諸表を大蔵大臣に提出するときは、これに当該事業年度の決算報告書及び当該決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。	3 日本銀行は、第一項の規定による大蔵大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表、前項の決算報告書及び前二項の監事の意見書を、本店及び支店に備え置き、政策委員会が適当と認めて定める相当期間、一般の閲覧に供しなければならない。	(剰余金の処分) 第五十三条 日本銀行は、各事業年度の損益計算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の額の百分の五に相当する金額を、準備金として積み立てなければならない。	2 日本銀行は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、同項の剰余金の額のうち同項の規定により積み立てなければならないとされる額を超える金額を、同項の準備金として積み立てることができる。	3 前二項の規定により積み立てられた準備金は、日本銀行において生じた損失の補てん又は次項の規定による配当に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。	4 日本銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、その出資者に対し、各事業年度の損益計算上の剰余金の配当をすることができる。ただし、払込出資金額に対する当該剰余金の配当の率は、年百分の五の割合を超えてはならない。	金の額から、第一項又は第二項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を、当該各事業年度終了後二月以内に、国庫に納付しなければならない。 6 政府は、前項の規定による各事業年度に係る国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該各事業年度中において概算で納付させることができる。 7 第五項の規定による納付金の額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による事業税に係る所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 8 前三項に定めるもののほか、第五項の規定による納付金に関し必要な事項は、政令で定める。 9 第七条第四項の規定は、第二項及び第四項の認可について準用する。 第七章 国会に対する報告等 (国会への報告及び出席) 第五十四条 日本銀行は、おおむね六月に一回、政策委員会が議決した第十五条第一項各号に掲げる事項の内容及びそれに基づき日本銀行が行った業務の状況を記載した報告書を作成し、大蔵大臣を経由して国会に提出しなければならない。 2 日本銀行は、前項の報告書について、国会に対し説明をするよう努めなければならない。 3 日本銀行の総裁若しくは政策委員会の議長又はそれらの指定する代表者は、日本銀行の業務及び財産の状況について各議院又はその委員会から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。 (業務概況書の公表) 第五十五条 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第五十二条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。 第八章 違法行為等の是正等 (違法行為等の是正) 第五十六条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員が行つたこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の政策委員会が必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。 (大蔵大臣の求めによる監査) 第五十七条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告することを求めることができる。 2 日本銀行の監事は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該求めがあつた事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。 (報告等) 第五十八条 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。 第九章 雑則 (規程) 第五十九条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規程を作成したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 (解散) 第六十条 日本銀行の解散については、別に法律で定める。 2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。 (法人の規定の準用) 第六十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、日本銀行について準用する。 (政令への委任) 第六十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。	から説明のため出席することを求められたときは、当該各議院又は委員会に出席しなければならない。 (業務概況書の公表) 第五十五条 日本銀行は、各事業年度に係る財務諸表について第五十二条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、当該事業年度に係る業務概況書を作成し、これを当該財務諸表及び当該事業年度の決算報告書とともに公表しなければならない。 第八章 違法行為等の是正等 (違法行為等の是正) 第五十六条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員が行つたこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。 2 日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の政策委員会が必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を大蔵大臣に報告しなければならない。 (大蔵大臣の求めによる監査) 第五十七条 大蔵大臣は、日本銀行又はその役員若しくは職員の行為がこの法律若しくは他の法令若しくは定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、日本銀行の監事に対し、当該行為その他の必要な事項について監査し、及びその結果を報告することを求めることができる。 2 日本銀行の監事は、前項の規定による大蔵大臣の求めがあつたときは、速やかに当該求めがあつた事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。 (報告等) 第五十八条 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。 第九章 雑則 (規程) 第五十九条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規程を作成したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 (解散) 第六十条 日本銀行の解散については、別に法律で定める。 2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。 (法人の規定の準用) 第六十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、日本銀行について準用する。 (政令への委任) 第六十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。	臣の求めがあつたときは、速やかに当該求めがあつた事項について監査し、その結果を大蔵大臣及び政策委員会に報告しなければならない。 (報告等) 第五十八条 大蔵大臣は、日本銀行の業務の執行の状況に照らし必要があると認めるときは、日本銀行に対し報告又は資料の提出を求めることができる。 第九章 雑則 (規程) 第五十九条 日本銀行は、この法律で別に定めるものを除くほか、組織その他に関する規程を作成したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 (解散) 第六十条 日本銀行の解散については、別に法律で定める。 2 日本銀行が解散した場合において、その残余財産の額が払込資本金額を超えるときは、その超える部分の額に相当する残余財産は、国庫に帰属する。 (法人の規定の準用) 第六十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条、第五十四条及び第五十七条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の規定は、日本銀行について準用する。 (政令への委任) 第六十二条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。
---	--	--	---	--	--	--	---	--

第十章 罰則

第六十三條 第二十九條の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四條 第五十七條第二項の規定による監査をせず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした日本銀行の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第四十二條第一項の規定を除く。)により大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により大蔵大臣に届出をしなければならぬ場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第十二條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第二十六條第一項の規定に違反して報酬のある他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ったとき。

六 第四十三條第一項の規定に違反して日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行ったとき。

七 第四十八條の規定に違反したとき。

八 第五十二條第三項の規定に違反して財務諸

表、決算報告書若しくは監事の意見書を備へ置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第五十三條第一項の規定に違反して準備金を積み立てなかったとき。

十 第五十三條第三項の規定に違反して準備金を取り崩したとき。

十一 第五十三條第四項ただし書の規定に違反して配当をしたとき。

十二 第五十六條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十三 第五十八條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

第六十六條 第十三條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第二十三條第一項及び第二項の規定(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)並びに附則第五條、第十條第一項及び第二項、第十五條並びに第十九條第二項の規定は、公布の日から施行する。

(日本銀行の同一性及びその職員の身分の継続) 第二条 この法律の施行の際現に存する日本銀行は、改正後の日本銀行法(以下「新法」という。)の規定に基づき日本銀行として同一性をもって存続するものとし、この法律の施行の際現に日本銀行の職員(役員を除く。)である者は、別に辞令を用いなく、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第二十八條の規定により日本銀行の職員として任命されたものとみなす。

なす。

(支店その他の事務所等に係る経過措置) 第三条 この法律の施行の際現に存する日本銀行の支店及び出張所並びに支店及び出張所以外の事務所で新法第七條第二項に規定する事務所に関するもの並びに改正前の日本銀行法(以下「旧法」という。)第四條第二項の規定による認可を受けた代理店は、それぞれ新法第七條第二項又は第三項の規定による大蔵大臣の認可を受けて設置された支店その他の事務所及び代理店とみなす。

(出資及び出資証券に係る経過措置) 第四条 旧法の規定による出資及び出資証券は、それぞれ新法の相当規定による出資及び出資証券とみなす。

(定款の変更に係る経過措置) 第五条 日本銀行は、施行日まで、この法律の施行に伴い必要となる定款の変更をし、大蔵大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生じるものとする。

2 前項の場合における大蔵大臣の認可の手続は、新法第十一條第三項の規定の例による。

(政策委員会の議決に係る経過措置) 第六条 当分の間、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第二條第一項に規定する金利の最高限度の同項又は同條第二項の規定による決定、変更又は廃止は、新法第十五條第一項各号に掲げる事項の一に該当するものとみなす。

2 旧法第十三條ノ二に規定する日本銀行の政策委員会がした議決は、新法第十四條に規定する

日本銀行の政策委員会が新法の相当規定(前項の規定を含む。)によりした議決とみなす。

(役員(の任命及び任期の特例) 第七条 施行日以後最初に任命される日本銀行の副総裁及び審議委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、新法第二十三條第五項及び第六項の規定を準用する。

2 この法律の施行の際現に旧法第十六條に規定する総裁、副総裁、理事、監事又は参与である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により総裁、副総裁、理事、監事又は参与として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十四條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第十六條第五項の規定による総裁、副総裁、理事、監事又は参与としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

3 前項の規定により理事又は監事として任命されたものとみなされる者の総数がそれぞれ新法第二十一條に規定する理事又は監事の定員を超える場合には、これらの者の退任又は任期の満了により理事又は監事の総数がそれぞれ同條に規定するその定員以下となるまでの間、同條の規定にかかわらず、理事又は監事の総数を理事又は監事の定員とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第十三條ノ四第三項に規定する任命委員である者は、施行日に新法第二十三條第二項の規定により審議委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十四條第一項の規定にかかわら

官 報 (号 外)

ず、施行日における旧法第十三条ノ五第一項の規定による任命委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

5 内閣は、新法第二十三条第一項又は第二項の規定により副総裁又は審議委員のそれぞれについて施行日以後最初に任命する者(第二項又は前項の規定により施行日に副総裁又は審議委員として任命されたものとみなされる者を除く)のとし、その者の退任又は任期の満了後最初に任命する者を含む。については、日本銀行の政策委員会の委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新法第二十四条第一項の規定にかかわらず、二年以上五年以内で内閣の定める任期をもって任命することができる。

(役員的身分保障に係る経過措置)
第八条 新法第二十五条第一項第一号の規定の適用については、この法律の施行前に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けていた者(この法律の施行の際現に当該禁治産若しくは準禁治産の宣告が取り消され、又は復権している者を除く)は、施行日に禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたものとみなす。

2 新法第二十五条第一項第二号の規定の適用については、附則第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる罰則の適用により処罰された者は、新法の規定により処罰されたものとみなす。

3 新法第二十五条第一項第三号の規定の適用については、この法律の施行前に禁錮以上の刑に処せられた者(この法律の施行前にその刑の執行が終了し、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く)は、施行日に禁錮以上の

刑に処せられたものとみなす。

(代理人に係る経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第十七条の規定により日本銀行の総裁から選任されている代理人である者(施行日において日本銀行の理事又は職員である者に限る)は、施行日に新法第二十七条の規定により代理人として選任されたものとみなす。

(給与等の支給の基準及び服務に関する準則に係る経過措置)

第十条 日本銀行は、施行日までに、新法第三十条第一項に規定する給与等の支給の基準(日本銀行の職員に係るものを除く。次項及び第三項において同じ)及び新法第三十二条に規定する服務に関する準則で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

2 前項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則の作成については、旧法第十三条ノ二に規定する日本銀行の政策委員会の議決を経なければならない。

3 第一項の給与等の支給の基準及び服務に関する準則については、施行日以後遅滞なく、日本銀行の政策委員会の議決を経なければならない。

4 日本銀行の職員に係る新法第三十一条第一項に規定する給与等(次項において「給与等」という。)については、同条第一項の規定は、平成十年十月一日以後に支給されるものについて適用する。

5 前項の規定により平成十年十月一日以後に支給される日本銀行の職員に係る給与等について作成された給与等の支給の基準の適用により同

日を含む事業年度の経費の予算の算定の基礎が異なることとなる場合には、日本銀行は、同日までに、その異なることとなった算定の基礎に基づき作成した当該事業年度の経費の予算を大蔵大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

6 新法第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

(秘密保持義務に係る経過措置)

第十一条 この法律の施行前に旧法第十三条ノ四第三項に規定する日本銀行の任命委員であった者又は旧法第十九条に規定する日本銀行の職員であった者については、これを施行日に新法第二十一条又は第二十八条に規定する日本銀行の役員又は職員の職を退いた者とみなして、新法第二十九条及び第六十三条の規定を適用する。

(基準となるべき割引率等に係る経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に旧法第二十一条の規定により公告されている基準となるべき割引歩合又は基準となるべき貸付利子歩合は、新法第十五条第一項の規定により日本銀行の政策委員会が議決した同項第一号に規定する基準となるべき割引率又は同項第二号に規定する基準となるべき貸付利率とみなす。

(信用秩序の維持のための業務に係る経過措置)

第十三条 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十七条第一項の規定により行うことができることとされる業務に該当するものがある場合には、当該業務については、同条第二項の規定による届出は、することを要しない。

2 日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十五条の規定による主務大臣の認可を受けている業務のうち、新法第三十八条第一項に規定する信用秩序の維持のために必要と認められる業務(新法第三十三条第一項に規定する業務を除く)に該当するものがある場合には、当該業務については、施行日に新法第三十八条第一項の規定による大蔵大臣の要請があったものとみなす。

(国際金融業務等に係る経過措置)

第十四条 前条に規定するもののほか、日本銀行がこの法律の施行の際現に旧法第二十四条、第二十五条又は第二十七条の規定による主務大臣の認可を受けている業務又は取引のうち、新法第三十九条第一項、第四十条第三項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による大蔵大臣の認可又は承認が必要とされる業務又は取引に該当するものがある場合には、これらの業務又は取引は、それぞれその種類に応じこれらの規定による大蔵大臣の認可又は承認を受けたものとみなす。

(業務方法書に係る経過措置)

第十五条 日本銀行は、施行日までに、新法第四十五条第一項に規定する業務方法書で施行日から効力を生じるものを定め、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 附則第十条第二項及び第三項の規定は、前項の業務方法書について準用する。

(日本銀行券に係る経過措置)

第十六条 旧法第二十九条第一項の規定により発行された銀行券は、新法第四十六条第一項の規定により発行された日本銀行券とみなす。

2 旧法第三十三条第一項及び第二項の規定により主務大臣が定め、及び公示した銀行券の様式は、新法第四十七條第二項の規定により大蔵大臣が定め、及び公示した日本銀行券の様式となす。

(発行税の廃止に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行前に旧法第三十一条ノ二の規定により課した、又は課すべきであった発行税については、なお従前の例による。
(日本銀行券の製造及び消却の手續に係る経過措置)

第十八条 この法律の施行の際現に日本銀行が旧法第三十六條の規定により定め、主務大臣の認可を受けている銀行券の製造及び消却の手續は、新法第四十九條第一項の規定により日本銀行が定め、大蔵大臣の承認を受けた日本銀行券の製造及び消却の手續とみなす。
(経費の予算等に係る経過措置)

第十九条 新法第五十一条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る経費の予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び業務概況書の公表について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る予算、決算に関する書類、剰余金の処分及び事業年度の概況の公告については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、施行日に開始する事業年度に係る経費の予算の認可については、新法第五十一条の規定の例による。

(準備金に係る経過措置)

第二十条 旧法第三十九條第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金(前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる剰余金の処分において積み立てられた準備金を含む。)は、新法第五十三條第一項又は第二項の規定により積み立てられた準備金とみなす。
(旧法による認可等の効力)

第二十一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧法の規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為は、新法に相当規定がある場合には、それぞれ新法の相当規定に基づいて行われた認可その他の処分又は認可の申請その他の行為とみなす。
(特別準備金に係る経過措置及び解散の場合の国庫帰属の特例)

第二十二条 日本銀行法の一部を改正する法律(昭和二十一年法律第四十八号)附則第五項及び第六項の規定により積み立てられた特別準備金の取扱ひについては、なお従前の例による。

2 日本銀行が解散した場合において、前項に規定する特別準備金の残高があるときは、新法第六十條第二項の規定にかかわらず、払込資本金額及び当該特別準備金の金額の合計額を超える部分の額に相当する残余財産に限り、国庫に帰属するものとする。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)
第二十三条 準備預金制度に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「変更し、又は廃止しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない」と又は変更しようとするときは、指定金融機関の前条の規定による預け金の保有に伴う負担を考慮しなければならないに改める。

第八条第一項中「割引歩合を」基準となるべき割引率に、「加えた歩合を」加えた率に改める。

める。

(経済関係罰則の整備に関する法律の一部改正)
第二十四条 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「別表乙号を」別表に改め、同条を第一条とする。

第三条第一項中「前条第一項を」前条に、「同項を」同条に改め、同条第二項中「前条第一項を」前条に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第二条第一項及前条を」前二条に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「第二条第一項及第三条を」第一条及第二条に改め、同条を第四条とする。

第六条中「若ハ第二条及び」営団、金庫、を削り、同条を第五条とする。

第七条を第八条とする。

第八条中「第二条第一項、第三条及第六条を」第一条、第二条及第五条に改め、同条を第七条とする。

別表甲号を削る。
別表乙号を次のように改める。

別表(第一条関係)

- 一 國際電信電話株式会社
- 二 電源開發株式会社
- 三 貸家組合法ニ依ル貸家組合、貸家組合連合会、貸家組合及貸家組合連合会
- 四 商工組合中央金庫
- 五 市町村農業会、道府県農業会(東京都農業会ヲ含む)及全國農業会

業会ヲ含む)及全國農業会

(臨時金利調整法の一部改正)
第二十五条 臨時金利調整法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号を次のように改める。

三 日本銀行政策委員会が指名する日本銀行の理事一人

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)
第二十六条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十九条第三項を削り、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により事務の一部を日本銀行をして取り扱わせる場合における当該事務の一部については、日本銀行法(平成九年法律第号)第四十三條第一項の規定は、適用しない。

(地方税法の一部改正)
第二十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「基準割引歩合を」基準割引率に改める。

(國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二十八条 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「(日本銀行による基金貸

官 報 (号 外)

付債権の譲受け等」に改め、同条第一項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項及び第三項を削る。 第十四条中「第二十七条」を「第四十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。 第十八条の見出しを「(日本銀行による特別引出権の譲受け等)」に改め、同条第一項中「第二十七号」を「第四十三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を削る。 (租税特別措置法の一部改正) 第二十九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。 第六十六条の三中「基準割引歩合」を「基準割引率」に改める。 (国税徴収法の一部改正) 第三十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。 第十五条第一項第五号の二中、「第六号及び第七号」を「及び第六号」に改め、「同項第二号から第四号まで及び第六号に掲げるものについて」を削る。 (国税徴収法の一部改正に伴う経過措置) 第三十一条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。 (国税通則法の一部改正) 第三十二条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。	第十五条第三項中第七号を削り、第八号を第七号とする。 第三十六条第一項第六号を削る。 (国税通則法の一部改正に伴う経過措置) 第三十三条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ二の規定による発行税については、なお従前の例による。 (預金保険法の一部改正) 第三十四条 預金保険法の一部を次のように改正する。 第二十一条第四項中「日本銀行総裁」を「日本銀行政策委員会」に改める。 第四十二条第二項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七号」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十三条第一項」に改める。 (通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正) 第三十五条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。 第二条第三項中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九条第一項」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十六条第一項」に改める。 (国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正) 第三十六条 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七号(業務)」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)」	第四十三条第一項(他業の禁止)に改める。 一 国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十一年法律第六十七号)第三条 二 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)第五条 三 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和四十一年法律第三十八号)第四条 四 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律(昭和四十八年法律第三十八号)第四条 五 米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十一年法律第四十号)第四条 六 国際農業開発基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十二年法律第二十八号)第四条 七 アフリカ開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十一号)第四条 八 一次産品のための共通基金への加盟に伴う措置に関する法律(昭和五十六年法律第四十二号)第四条 九 多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)第四条 十 欧州復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成三年法律第二十二号)第四条 十一 中東・北アフリカ経済協力開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(平成九年法律第 号)第四条 次に掲げる法律の規定中「日本銀行法(昭和十	七年法律第六十七号)第二十七号」を「日本銀行法(平成九年法律第 号)第四十三条第一項」に改める。 一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第四十二条第二項 二 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第二十五条第一項 (大蔵省設置法の一部改正) 第三十七条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。 第四十八条第八号を次のように改める。 八十八 日本銀行に関すること。 第四十八条第九十八号及び第九十九号を次のように改める。 九十八 削除 九十九 準備預金制度に関すること。 第五十条第三十号を次のように改める。 三十 削除 (罰則の適用に関する経過措置) 第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任) 第三十九条 附則第二条から第二十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
---	--	--	--

調査報告書

行政機構及び行政監察に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成九年六月九日

行政機構及び行政監察に関する調査会長 井上 孝
参議院議長 斎藤 十朗殿

行政機構及び行政監察に関する調査報告
(中間報告)

目次

- 第I 調査会の調査の経過
- 第II 調査会の調査の概要
 - 一 海外派遣議員の報告
 - 二 国政調査権及び請願制度
 - 三 行政機構及び行政監察に関する実情調査
 - 四 調査会の具体的方向性に向けての検討
 - 五 「行政監視等のための機関についての試案」及びこれに対する意見の概要
- 第III 行政監視等のための機関の設置についての調査会長案
- 参議院行政機構及び行政監察に関する調査会委員
- (参考) 主な活動経過

第I 調査会の調査の経過

参議院行政機構及び行政監察に関する調査会は、第百三十三回国会召集日の平成七年八月四日に設置され、国民の多様なニーズへの的確な対応を目指した立法府と行政府の新たな関係を探るべく、「時代の変化に対応した行政の監視の在り方」を三年間のテーマとして鋭意調査を進めて

きた。

一年目は、主として行政監察等に視点を置いた基礎的調査を進め、現行の行政監察等の実情と問題点、行政監察と行政改革の連携等について、政府からの説明聴取、学識経験者等からの意見聴取を行った。さらに、一年目の締めくくりとしてそれまでの調査を踏まえ、調査会委員間の自由討議により今後の調査会の方向性と課題について議論を行った。その際、国会と行政は緊張関係を持つべきであり、そのために行政を常時監視する委員会、あるいはオンブズマンを新設すべきであるとの意見が述べられる一方で、新たな機関を設置するよりも請願処理方法を改善したり、既存の常任委員会等において、政府内部監察の利用及び国政調査権の積極的な活用を図るべきであるとの意見も出された。同時に、議会による行政監視の在り方を検討するに当たっての参考として、諸外国の実態も調査すべきであるとの意見もみられた。

そのため、二年目の調査は、まず、参議院の特定事項調査議員団として、本調査会長を始めとする五名の調査会委員が海外に派遣される機会をとらえ、平成八年七月十六日から二十九日までの十四日間、イギリス、ドイツ及びフランスの三か国において議会によるオンブズマン等行政統制についての調査を行った。

また、既存の制度・権限の拡充・活用の在り方を検討すべきであるとの意見を踏まえ、平成八年十二月十二日に国政調査権及び請願制度について調査を行った。

当日は、学問的な見地及び実務経験の見地から、それぞれ中央大学法学部教授清水睦氏、徳山大学学長(元参議院法制局長)浅野一郎氏、関西大

学法学部教授吉田栄司氏、前参議院外務委員会調査室長辻啓明氏の四名の参考人を招き、清水参考人及び浅野参考人から国政調査権活用の現状と課題等について、吉田参考人から国民の権利としての請願権の在り方等について、辻参考人から請願審査の具体的改善策等について、それぞれ意見を聴取し、調査会委員と参考人との意見交換を行った。

参考人からは、我が国の議院内閣制度の下では、議院における国政調査権の活用には目下と限界があること、請願は議会に対する国民の要望・意見表明であり、苦情申立型請願の活用も考えられること等の意見が述べられた。

このような参考人の意見、さらには一年目の調査において今後の課題として指摘された行政監察・行政相談等の実態を更に調査されたいとする指摘にこたえるために、オンブズマン的機能を果たしていると言われる総務庁の行政相談制度を取り上げ、実態を調査することとした。そのため、平成九年二月十七日から十九日までの三日間、京都府及び奈良県に委員派遣を行い、行政相談委員との意見交換を通じてその活動の状況を調査した。

他方、本調査会の調査活動は当初は三年間で結論を出す予定で進められていたが、平成八年四月二十四日に決定された参議院制度改革検討会の検討項目の「委員会審査及び調査の充実について」のうち、「委員会及び調査会の組織の見直しについて」の中において、第二種常任委員会の見直しに当たっては、本調査会の調査結果を踏まえて検討を進める旨が述べられており、本調査会に対しては、参議院改革の一環として実効性のある報告を提出することが期待されていた。また、金融不祥

事を始め、本調査会発足後に発覚した薬害エイズ問題や高級官僚の不正な利益取得事件等により、国会が行政に対して監視・監督・統制を強めるべきであるとの世論が強く出てきた。そこで、本調査会は、当面の対応策としての結論を当初の計画の三年目よりも早い時期にまとめることとし、平成九年一月二十八日にこれまでの調査を踏まえ、具体的方向性を見出すために、調査会委員間の自由討議を行った。

この自由討議において、一部の調査会委員からは、国会あるいは参議院の附属機関として行政監視機能を持つオンブズマン等の機関を設置することが必要であること、また、既存の常任委員会を活性化することが指摘された。しかし、大方の調査会委員の意見は、参議院は第二院として行政に対する監視機能をより強く発揮すべきであり、そのために議員自らが活動し得る行政監視等のための新たな常任委員会を早期に設置すべきであるというものであった。そこで、これから自由討議の意見を整理し、今後の進め方を協議した結果、行政監視のための新たな機関の設置についての試案を作り、この試案をたたき台として議論を深めることとなった。

新たな機関の設置についての試案は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を強めるために、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置するというものであった。

同年四月四日に、この試案を調査会に提示し、調査会委員間の自由討議を行った。この自由討議においては、一部の調査会委員から、新たな常任委員会の設置は参議院改革で提案されている委員

会再編と併せて提示できるようにされたい、また、委員会方式では国民の期待にこたえる行政監視ができないという意見が出されたものの、試案の内容については大方の調査会委員の賛同が得られた。同時に、新設される委員会の調査の進め方、国政調査権の活用方策、さらには調査スタッフの在り方等、委員会の運営等に関する意見も出された。このような意見を踏まえて試案の一部を修正し、あらためて参議院における行政監視等のための機関の設置について(案)を調査会長案として同年五月九日の調査会に提示し、大方の調査会委員の了承を得た。

第Ⅱ 調査会の調査の概要

一 海外派遣議員の報告

平成八年七月十六日から二十九日までの十四日間、参議院の特定事項調査議員団として、イギリス、ドイツ及びフランスの各国における議会によるオンブズマン等行政統制の調査のため、本調査会委員をメンバーとする海外派遣が行われ、その報告を同年十二月十二日の調査会において聴取した。

派遣された調査会委員は、井上孝会長(団長)を始め、矢野哲朗、亀谷博昭、猪熊重二及び伊藤基隆各議員の五名であった。

この訪問団を選定するに当たっては、一年目の調査活動の中で出された意見を踏まえ、①行政を常時監視する委員会又はオンブズマンを新設すべきであるとの意見の参考として、イギリスの下院議会コミッションナーに関する特別委員会(以下「下院議会コミッションナー特別委員会」という。)及び議会型オンブズマンである議会コミッションナー

を、②請願審査の充実が必要であるとの意見を踏まえて、ドイツの連邦議会請願委員会を、また、③政府内監察及び国政調査権の積極的活用を図るべきであるという意見との関連で、行政府型オンブズマンであるフランスのメディアトゥールをそれぞれ訪問し、実情を調査した。

1 イギリスの下院議会コミッションナー特別委員会及び議会コミッションナー

(一) 制度の概要

議会コミッションナーは、一九六七年に議会コミッションナー法に基づいて設置され、下院議会コミッションナー特別委員会は議会コミッションナーの地位の強化を図るために同時に設けられた。議会コミッションナーは一名であり、国王が任命することになっている。議会コミッションナーは議会組織に属する公務員であり、資格要件は定められていない。任務としては、過誤行政により被害を被った者の苦情の救済、苦情の再発防止のための制度改善の調査・勧告をすることであり、スタッフは約百八十名で、そのほとんどは各省庁からの出向者である。

(二) 苦情処理の系統と内容

苦情の申立ては、文書により下院議員を通じて行われる間接アクセス制を採っている。議会コミッションナーの調査は、あくまでも苦情の申立てに基づき実施されるもので、職権による調査の実施は認められていない。議会コミッションナーに付託される苦情件数は、ここ五年間で年平均千件前後であり、苦情内容は、社会保障関係各種給付金の給付、国税の徴収、公共事業に伴う土地収用等の案件が過

半数を占めている。苦情処理期間は平均七十週となっており、長期化している。

(三) 調査結果と下院議会コミッションナー特別委員会との関係

過誤行政により不当な取扱いを受けていることが議会コミッションナーにおいて判明し、それがいまだに、あるいは今後とも是正されないと考えられる場合には、議会コミッションナーはその案件に対する特別報告書を上下両院に提出することができる。議会コミッションナーには、行政機関に対して勧告等を行う法律上の権限はないが、実際の運用では関係行政機関に対しその是正を求めており、各行政機関は問題があると認めれば是正策を講じている。是正されない場合には、特別委員会において、議会コミッションナーから特別報告書の内容等の説明を聴取するとともに、関係行政機関の大臣等を証人として招致し、是正策が推進されない理由等をたずねることが行われている。

(四) 評価と課題

下院議会コミッションナー特別委員長は、議会コミッションナーが設置されたことにより、議員個人の調査協力スタッフの不足を補い、議会活動の範囲を拡大させていると述べ、また、議会コミッションナーと特別委員会の関係については円滑であるとの見解を示した。また、当面の課題として挙げられている申立方法の改善に関しては、議会コミッションナーが直接アクセス制への変更を求めているのに対し、特別委員長は、まず議員が苦情を受け付け、議員の段階で解決できる案件は事

前に処理することも議員活動の一環であると述べており、議会コミッションナーとは意見が異なっている。

2 ドイツの連邦議会請願委員会

(一) 制度の概要

請願権自体は、一九四九年基本法(憲法)第十七条において何人に対しても認められていたが、請願委員会は、一九七五年の基本法改正により、連邦議会に基本法上の組織として常設されるようになったものである(第四十五C条)。現在の委員数は三十二名であり、各政党に所属議員数に応じて比例配分されている。委員会の所管は、連邦国家の行政機関の作為又は不作為にかかる苦情すべてに及んでいる。

基本法第十七条は広義の請願(請願及び苦情申立て)に関するものであるが、将来の立法についての提案等の狭義の請願は、原則として管轄権を有する常任委員会に送付されている。

(二) 請願処理と委員会の権限

国民からの請願は、請願委員会自身が随時受け付け、まず、請願委員会事務局が事前審査を行う。事務局が処理できない請願は請願委員会に付託され、特定の専門領域の処理をゆだねられた与野党各一名の請願委員が報告者として審査を担当する。報告者同士の意見が一致した場合には請願は委員会で一括採択されるが、意見が分かれた場合には個々の請願について請願委員会の審査が行われる。

ここ五年間の請願総数は年平均二万三万件であるが、州管轄事項、判断不明等を理由に、三

分の一が審査に至っていない。委員会は、政府に対して勧告し、また法律改正を提案する権限はあるが、請願に関する決議は政府を法的に拘束するものではない。スタッフとしては、請願委員会事務局に約八十名の職員がおり、そのうち上級公務員はいずれも司法試験合格者で、公募により採用されている。

○ オンブズマン設置に関する法律案と連邦議会請願委員会

ドイツでは、一九六〇年代に請願委員会とオンブズマンの併設の議論が起こり、その後、請願委員会設置に落ち着いた経緯がある。一九九六年には再び同盟90と緑の党からオンブズマン設置に関する法律案が提出されているものの、成立の見通しはないとのことであった。本調査団と面談した請願委員会の副委員長は、議会外の第三者であるオンブズマンの勧告では、直接議会における政策議論との連携が図れないので、現行の請願制度を維持することが望ましいとの見解を示している。

四 評価と課題

前記の副委員長は、議会の構成員としての立場から、請願委員会の議決は法律・政策の改正・変更に直ちに反映することが可能であり、オンブズマンの勧告以上の効果があると高い評価を下し、今後も現行請願処理制度を維持すべきであるとしている。副委員長によれば請願委員会自体への改革要求はみられないとのことであったが、事務局からは、請願受理件数の増大により、処理能力を超えつつあるため、事務局体制を質・量共に改善する

必要があるという指摘がなされた。

3 フランスのメディアトゥール

(一) 制度の概要

メディアトゥールは、一九七三年のメディアトゥールに関する法律により創設され、政令で一名のメディアトゥールが任命されている。苦情処理機関として受理する案件は、国、地方公共団体等の行政運営に及び、行政裁判所による法的解決が不可能な領域にも対応できるようになっている。これらの処理を通じて行政の業務運営の点検や過誤行政の指摘が行われる。

権限としては、各省の大臣に協力を求め、所属職員に質問すること、行政文書の交付を求めることができる調査権がある。調査の結果、過誤行政が認められた場合には、問題となっている機関に対し、改善の勧告あるいは法令の修正を示唆する権限を持っているが、職権による調査を開始する権限はない。スタッフは事務局職員が約八十名おり、各省庁からの出向者により構成されている。

(二) 苦情処理の系統と内容

苦情は、原則として国会議員を経由して申し立てるという間接アクセス制が採られている。苦情が国会議員を介して行政府に属するメディアトゥールに届くようにしたのは、本来立法府にある請願審査権の一部をメディアトゥールに与えた代償として考えられた措置であるとの説明であった。

メディアトゥールに付託された苦情は、この数年で年平均約四万件に上っており、そのうち内容面に及ぶ調査が行われた案件は約六

〇パーセント程度であり、調査に付された案件のうち約三〇パーセント強に行政府の誤りを認めて是正の勧告を行っている。行政機関は勧告に対してどのような措置を採るかを一定期間内にメディアトゥールに報告することが義務付けられている。

(三) 議会とメディアトゥールの関係

メディアトゥールは、一九八七年の法律改正までは行政府に属する独立機関であったが、改正後は司法的な特権を持った独立性の強い機関となっており、議会と密接な関係にはない。メディアトゥールは請願審査の一部を担当していることから、調査結果を自ら関係委員会で説明することもあるが、その場合はあくまで対等の立場にあり、上下の関係にはない。

また、メディアトゥール事務局の調査官によれば、議会とメディアトゥールに同じ趣旨の請願、苦情が付託され、結果的に食い違いが生じたとしても、いずれも法的拘束力がないので問題はないとのことであった。

(四) 評価と課題

メディアトゥールを創設する際に、司法関係者から、行政裁判所において行政の苦情処理が行われており、新たな機関の設置は屋上屋を架すものであるとの意見が出された。しかし、現実には司法秩序と対立することなく、国民が行政府と対峙する際の補完的保障を与えることに成功していると評価されている。また、メディアトゥールは当初は過誤行政の是正を目的に設置されたが、今日では機能の変遷がみられ、行政の実態を調査するこ

とによって、行政改革や国家行政組織近代化の一助にもなっているとのことである。課題は、より高度な独立性、権威性及び公平性を確保するため、メディアトゥールを憲法上の機関とすることであるが、いまだ実現には至っていない。

以上が、海外派遣議員の報告の概要であるが、この報告を聴取した際、本調査団の団長として参加した井上調査会長から、調査した三か国とも国の統治機構や国民性が違っているため、それぞれ異なった苦情処理制度を採っているが、ドイツ連邦議会の請願委員会及び事務局による請願処理制度は本調査会の方針に大変参考になる旨の所感が述べられた。すなわち、苦情請願を通じての苦情処理はもとより、それに伴って議会における政策議論との連携を保った行政の監視等も行われているというドイツの例は、今後仮に行政監視機関を国会に設置するとした場合に、どのような形態のものにするのかを議論するに際して貴重な視点となるのではないかと印象を受けたとのことであった。

二 国政調査権及び請願制度

平成八年十二月十二日、国政調査権及び請願制度について、参考人から意見を聴取したが、その概要は次のとおりである。

中央大学法学部教授 清水睦氏

国政調査権は、憲法上認められている議院の権能を十分有効に行使するための手段的機能であり、国民の知る権利を踏まえ、国民に情報を提供するところに本質があるのではない。司法権の独

立等の関係で行政権に対する調査が主体となる。
議院証言法に規定されている内閣声明の制度は、国政調査権を行使する際の大きな壁となっており、改正すべきである。

国政調査権の充実方策としては、野党である議会少数派が調査を主導できるよう配慮すること、裁判所が刑事事件絡みの調査における事実認定及び評価に拘束されないことを明定すること、秘密会を活用して内閣声明制度を克服することが挙げられる。加えて、内閣から距離を置くために参議院から大臣は出さないなど、その基盤・条件を整えることが必要である。

徳山大学学長 浅野一郎氏

憲法の規定する強制権を伴う国政調査権は、議会が政府をコントロールするために不可欠な手段である。制度上の改善策としては、政府が行政秘密の開示を拒否できるのは、議院証言法と国会法の規定に照らして、その公表が国家の重大な利益に悪影響を及ぼす事項に限定すべきである。また、檢察権の行使に政治的圧力を加える目的の調査や、起訴内容を対象とする調査等は違法・不当である。運用上の改善策としては、国政調査権は継続的・組織的・実質的に行使すべきであり、さらに、行政秘密を開示させる際には、秘密会を活用し、委員の守秘義務を明確にして、受入体制を整備することが必要である。

国政調査権を有効に行使するためには、少数派の調査権行使を多数意思による運営原則の枠内で検討する必要があり、さらに調査が終わった後、詳細な調査報告書を出し、国民の国政監督の判断

資料にすることが必要である。

関西大学法学部教授 吉田栄司氏

請願権の位置付けとしては、国民が国、公権力、議会に対して請願し出る権利があるというだけの国務請求権とする見解が一般的であるが、国民の参政権の一部としての積極的な位置付けが必要である。

憲法においては、請願権は選挙権、国家賠償請求権と並んで規定されており、この三つの権利を一体的に把握することが重要である。すなわち、請願権を日常的な公権力行使に対する国民の責任追及手段として重視すべきである。

手続上、請願の提出に紹介議員を要していることは憲法上若干の疑問が残る。

ドイツでは憲法上の機関として請願委員会を議会に置き、各省庁の決定についてもその変更を求める等の勧告権を持っていること、議会の休会期間中もその活動を続けていること等が注目される。

前参議院外務委員会調査室長 辻啓明氏

参議院改革における請願改革は、審査時期の適正化、採択請願のアフターケア、請願審査結果の紹介議員への通知の三項目に大別できる。このうち、紹介議員への通知は事務的に実施されているが、他の二項目については、不十分である。

請願改革の今後の課題としては、請願への対応の多様化が必要である。例えば、苦情申立型請願については、国政調査の場の活用等により、中身を十分審査し、妥当なものは政府にその解決方を勧告すること、政策提案型請願については、採択

又は不採択と決めるだけでなく、国会における検討資料として活用すること等が考えられる。

また、国会自身が世論調査を行うことにより、積極的に国民の声を集めることも考えられる。さらに、国会が各地でシンポジウムを主催するなど、国会が国民とともに考えることが重要であり、そのために議院運営委員会に国民との関係改善に関する小委員会を設置し、請願の取扱いの問題を解決する方策を考えることも必要である。

こうした参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

① 現在、国政調査権は有効に行使されているとは言えない。その理由としては、長期にわたる保守党の政権維持により多数派の意思が国政調査権の活性化を妨げてきたこと、内閣声明がその限界になっていること、議院独自の調査機能が不十分なことなどが挙げられる。

② 立法調査機能を充実する方法としては、立法府自体が委員会調査室等の自前の調査スタッフを充実させるなど、その機能強化を一番重視すべきであり、国会に政府の情報を集中して管理する情報センターやシンクタンクを設置すべきであるとの提案がなされたこともある。

③ 国政調査権の行使に際して、少数派の意向に配慮することは必要であるが、少数派の意思を委員会の意思とすることは、憲法上困難である。

④ 司法権との関係では、裁判官の自由心証に影響を及ぼすおそれのあるときは、国政調査権を行使してはならない。

⑤ 証人尋問は証人をつるし上げることを目的として行うのではなく、証人から事実を引き出すような方法で行われるべきである。

⑥ 国政調査権行使に関して、資料の捜索・押収等の強制手段を講ずることは立法的には可能であると考えられる。

⑦ 請願審査の充実に際しては、ドイツの事例が参考になる。ドイツでは請願処理のための委員会があり、請願の審査結果については、理由を付して請願者に通知しなければならないことになっている。

⑧ 請願審査活性化のためには、議案に関連する請願を関係委員会の委員に紹介したり、請願の趣旨を関係委員会の国政調査の中で取り上げたり、苦情処理型請願の取扱いを工夫する等、請願処理の方法の多様化を考えるべきである。

⑨ 請願審査を充実させるためには、請願を専門に処理する常設の委員会を参議院に設けることが必要である。

⑩ 地方議会では閉会中も請願を受理しているが、審査を行うのは開会中に限られている。

⑪ 国政全般を分担する形で国政調査及び議案の審査を行っている常任委員会制度の下では、請願は請願専門の委員会よりも各常任委員会が審査する方が適当である。

⑫ 苦情処理型請願を担当する常任委員会を設置するのであれば、行政監察に関する国政調

査を積極的に併せ行うものとすることも考えられる。

三 行政機構及び行政監察に関する実情調査

平成九年二月十七日から十九日までの三日間、京都府及び奈良県において、行政機構及び行政監察に関する実情調査を行った。今回の委員派遣においては、全国に約五千人が配置され、国民と行政のパイプ役を果たしていると言われる行政相談委員の活動状況を中心に、両府県の行政相談委員との意見交換を行ったほか、総務庁近畿管区行政監察局、京都府行政監察事務所及び奈良行政監察事務所からも行政相談業務の概要を聴取した。

調査委員会からは両府県の行政相談委員に対して、①人権擁護委員等、各行政機関の各種相談委員が全国で五十万人以上いることで、縦割り行政の弊害が相談制度に現れているのではないかと、②行政相談委員の権限不足を感じたことはないか、③各地方公共団体の協力は得られているのか、等について質疑がなされ、①相談業務の遂行に当たっては、特に問題があるとは認識していない、②相談業務は人間性あるいは人望で対応できるもので、権限強化は不要である、③必要な資料提供について、市町村の協力は得られやすいが、府県の場合は非協力的な場合がみられる、等の回答があった。

さらに、総務庁に対しては、①行政相談委員の意思を中央計画監察等に活用しているか、②行政相談委員への指導はどのような方針で行っているのか、等について質疑がなされ、①行政相談は、個別事項に関するものが多いため限界はあるが、細項目の一つ等に活用されている、②たらい回し

はせずに受付だけはするように指示している、行政相談委員の職務は案件の解決ではなく、法律上認められた権限は各行政機関へ通知し、その検討結果を相談者に伝え、両者の言い分を並べることまでである、等の答弁があった。

なお、行政相談委員からは、委員が一人しか配置されていない町村への複数の配置、行政監察事務所担当者の増員等の要望が述べられた。

また、これまでの調査の過程において、苦情請願との関連で、行政相談委員に持ち込まれる苦情を利用することを検討してはどうかとの意見もみられたが、行政相談委員は、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならないことが法律に規定されていることから、請願という形で政治と関わりを持つことには消極的であるということが意見交換を通じて明らかにされた。

四 調査会の具体的方向性に向けての検討

本調査会で検討している事項は、参議院改革の一環でもあり、三年を待たずに結論をまとめるべきであるとの多数の調査会委員の意向を踏まえ、調査会として今後進むべき具体的方向性を見出すために、平成九年一月二十八日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は、次のとおりである。

- ① 本調査会は、現行の行政機構及び行政監察の適否ないし当否について調査、検討する必要がある。その結論をまわって新たな制度についての議論を行うべきである。
- ② 行政の情報公開を進めた上で行政監視機構についての検討を行う必要がある。
- ③ 行政が国民の期待にこたえられず、国会も

行政を十分に監視できない中で様々な問題が起きている。三年を待たずに、できるものから確実に実現していくべきである。

④ 参考人等からの意見聴取等を通じた調査会の流れは、既存制度を改革することではなく、新たな機関を設置することに向かっている。オンブズマンであれ、行政監視委員会であれ、一刻も早く導入する必要がある。

⑤ 参議院の制度改革における委員会再編等の進捗状況に合わせて、行政監察の結果を委員会でもフォローする方法、請願処理についての対応等の対策を進める必要がある。

⑥ 参議院無用論を払拭するためにも、本調査会の意見を超党派でまとめる必要がある。行政監視機関の独立性の確保が重要であり、そのためには、行政監視を目的とした第二種常任委員会を設置し、その下に監視能力を十分発揮できるようにスタッフを充実させることが不可欠である。

⑦ 行政監視のために第二種常任委員会を設置するのが望ましい。行政監察結果及び会計検査院の検査結果を当該委員会に報告し、必要な場合は国会から監察及び検査を求めるという形でお互いの緊張関係を高めていくべきである。

⑧ 現在のシステムでは厚生省汚職等の行政府における不祥事は防止できない。国政調査権や行政監視機能を強化するために、国会の附属機関としてオンブズマン制度を導入すべきである。

⑨ 国政調査権を院として自ら持ちながら、民間人をオンブズマンにして行政監視を任せる

のは国会議員の権限放棄である。

⑩ 現行の行政府における内部監察制度の強化は必要である。このために、監察相手方省庁との事前協議を取りやめること、監察結果について立法府がフォローすること等が必要である。

⑪ 国政調査権をどこまで発動できるかは、行政の情報公開の在り方と公務員の守秘義務との整合性をどう図るにかかっている。

⑫ 国政調査権の活用については、少数派の意見の重視が必要である。

以上のような意見を踏まえ、理事懇談会で本調査会が進むべき具体的方向性の検討を行った結果、行政監視のための機関についての試案を作り、調査会委員の間で自由討議を行うこととなった。

五 「行政監視等のための機関についての試案」及びこれに対する意見の概要

平成九年四月四日に調査会委員間の自由討議に付された試案は、参議院における行政監視等のための機関として、オンブズマンの機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置しようとするものである。この委員会の調査に当たっては、総務庁行政監察局が行っている行政監察等を活用しながら、委員会自らが国政調査権の積極的活用を進める。また、不適正行政に伴う国民の苦情を請願として受理し、それを手掛かりに調査も行い、併せてその有効な処理を通じてこの委員会にオンブズマンの機能を発揮させようとするものである。

この試案に対する調査会委員間の自由討議にお

いて述べられた意見の概要は、次のとおりである。

(試案の枠組みに関する意見)

- ① 試案はこれまでの本調査会の討議における大方の意見に沿ったものであり、了承できる。本調査会の調査は参議院改革と密接に連携しているため、早期に結論を出すべきである。
 - ② 委員会の方式では国民の期待にこたえる活動はできないと思われるので、国会又は参議院の附属機関としてのオンブズマン又は行政監視院の設置を追求すべきである。
 - ③ 行政監察局の行政監察計画と結果報告書を調査する間接監視では効果的な調査ができないので、国会が独自の行政監視を行う必要がある。
 - ④ 現実的な第一歩としては、請願あるいは苦情のみを処理する委員会がよい。
 - ⑤ 委員会方式で設置するとしても、必要であればオンブズマンや行政監視院についても、更に検討するテーマとして残しておいてよいのではないかと。
 - ⑥ 調査スタッフの権限強化が図られていない。
 - ⑦ 参議院の制度改革と絡めるなら、既存の委員会等の活性化や請願の取扱い等の課題も検討することが必要である。
- (新設される委員会の運営等に関する意見)
- ① 委員会は年間を通して常時開会し、苦情請願も年間を通じて受け付けているという姿勢を示す必要がある。
 - ② 各会派、各議員さらには地域的にも広く国民各層から調査項目の提案を受けられるような委員会にすべきである。

民各層から調査項目の提案を受けられるような委員会にすべきである。

- ③ 参議院における苦情請願の受付を国民に周知させる必要がある。
- ④ 参議院として苦情救済をするに当たり、行政府に対する強制手段を持たない中で、苦情請願と既存の苦情救済制度との整合性を図る等、整理すべき課題が生ずる可能性がある。
- ⑤ 委員会の提案及び勧告の実効性を担保する必要がある。
- ⑥ 調査スタッフの確保、在り方及び使い方が委員会の重要な要素になる。
- ⑦ 情報公開や公務員の守秘義務の在り方、秘密会の活用等、国政調査権活用の実効性を確保するための方策を更に検討すべきである。
- ⑧ 委員会は行政監視と併せ、政策評価についても考慮したものとする必要がある。

第三 行政監視等のための機関の設置について の調査会長案

試案の一部を修正し、平成九年五月九日の調査会に提示され、大方の調査会委員の了承を得た調査会長案の内容及びその説明等は、次のとおりである。

1 参議院における行政監視等のための機関の設置について(案)

オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。
新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。

具体的な所掌事項等は、以下のとおりである。

所掌事項

- (一) 行政監視のための調査
委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。
 - (二) 「行政監察計画」等についての調査
行政監察計画、行政監察の結果報告書・勧告、及び各省庁の内部監査に関する調査を行う。
 - (三) 苦情請願の審査
不適正行政に対する苦情を内容とする請願(苦情請願)を審査する。その際、委員会の意向を多様に反映させるために意見書を活用することにより、オンブズマン的な苦情救済の機能を発揮する。
 - (四) 提案、勧告等
調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図る。
- 調査スタッフ
委員会が行政監視機能を十分に発揮するため

め、調査スタッフの充実・強化を図る。

2 参議院における行政監視等のための機関の設置について(案)に関する説明

本調査会は、発足以来一年九か月余にわたって時代の変化に対応した行政の監査の在り方を調査、検討してきた。その結果、多数の調査会委員の意見に沿って、参議院に「オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する」ことを提案する。

この「新設する委員会」は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。「と委員会の設置目的を明確にし、「この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。」こととする。

当委員会は、所掌事項として四項目について調査あるいは審査しようとするものである。

所掌事項(一)の「行政監視のための調査」については、「委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。」こととしている。このことは、委員会を構成する委員を通じ、各会派、各議員、さらには地域的にも広く国民各層から調査項目の提案を受けるとともに、(二)、(三)に掲げる政府の行政監察の実態、苦情請願の内容の動向等も参考としつつ、時宜にかなった調査となるようにしようとするものであり、「恒常的」とは、閉会中も活動するという意味である。

なお、国政調査権の活用については、その実効性を確保するため、例えば、公務員の守秘義務との関係、国会法第百四条による場合の強制手段の在り方、発動の際の要件の緩和等、議院全体として別途更に検討を要する課題がある。

さらに、政府が平成九年度中に法案提出を予定している情報公開法が制定されれば、国民が行政情報を獲得する機会がより拡大され、行政情報の行政府への一極集中という事態に大きな変動が生じることも見込まれる。このことは、国会の行政情報に対するアクセスの在り方を検討する際にも、考慮に入れる必要がある。

(二)の「行政監察計画」等についての調査の行政監察計画の調査は、総務庁行政監察局策定の三か年計画の「行政監察プログラム」及び毎年度見直されている年度計画を対象としようとするものである。これは、金融・警察分野がこれまでほとんど行政監察の対象となっていないことなどから、監察対象が監察しやすい省庁や事項に偏っていないかとの懸念を持たれていること、また、計画が社会経済情勢の変化に適應しているかという懸念があることから、監察対象の選定等を調査し、その結果を計画の策定等の参考にさせようとするものである。

なお、これはあくまでも委員会として意見を述べる程度にとどまるものであり、国会としての議決行為を行うことを想定するものではない。

行政監察の結果報告書・勧告は、「結果報告書・勧告」によって各省庁等で行政運営等がどのように是正されたかを点検し、その適正化を図ろうとするものである。

各省庁の内部監査は、具体的には各省庁等の行政相談と行政監査の実施要領及び運営状況の調査を行い、前記「計画」、「結果報告書・勧告」と併せて行政全体の監察・監査の状況及びその効果を調査しようとするものである。

(三)の「苦情請願の審査」については、行政運営上の①遅延、②不適切、③怠慢、④不注意、⑤能力不足などによって生じた「不適正行政」に対する苦情を内容とする請願を審査することとしている。苦情請願の内容は、具体的に、かつ個別性を持つていることから、その解決策は多様となることを考えられる。これらの多様性に対応するため、参議院独自の制度である、参議院規則第百七十一条による意見書を積極的に活用していくべきであると考えている。また、こうした請願により明らかにされた行政の欠陥について、適宜、委員会の調査を行うことにより、国民の声を直接委員会に反映させることも可能である。

実際の運用に当たっては、この十年間で六件と、現在のところ極めて少ない苦情請願の受理件数を増加させるために広く国民に周知させること、行政府における苦情救済制度との関係を調整すること、会期内に処理を終えられなかった請願を次国会で引き続き処理できるようにすることが必要となる。

(四)の「提案、勧告等」の事項は、委員会における調査の結果、必要に応じて、決議の方式による提案、勧告を行い、かつ、これら勧告等の政策への反映状況を点検しようとするものである。これは、行政府の判断の自主性を尊重しつつ、大局的な見地から意見を述べ、参考にさせようとするものである。

ようとするものである。

「調査スタッフ」については、機能強化のために、調査室の担当スタッフの増員など、充実・強化を図ることとする。また、運用上の必要に応じて、外部の専門家への委嘱あるいは委託調査を行うことも考えられる。

3 調査会長案に対する意見の概要
調査会長案に対し、一部の調査会委員から述べられた意見の概要は、次のとおりである。
① 国会が国民の期待する行政監視機能を発揮するためには、国会又は参議院の附属機関としてオンブズマン又は行政監視院を設置すべきである。

② 調査会の委員会設置の提案は、参議院改革で検討されている委員会再編の一環としての位置付けとされたい。

4 調査会長案の立法化について
調査会長案が大方の調査会委員の了承を得ていることにかんがみ、委員会の新設の立法化が望ましいので、適当な措置を講じられるよう取り計らわれたい。

○参議院行政機構及び行政監察に関する調査会委員(平成九年六月九日現在)

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 会長 井上 孝(自由民主党) | 理事 加藤 紀文(自由民主党) |
| 理事 守住 有信(自由民主党) | 理事 菅川 健二(平成会) |
| 理事 菅野 壽(社会民主党・護憲連合) | 理事 今井 澄(民主党・新緑風会) |
| 理事 山下 芳生(日本共産党) | 井上 吉夫(自由民主党) |
| 石渡 清元(自由民主党) | 上吉原 一天(自由民主党) |
| 亀谷 博昭(自由民主党) | 小山 孝雄(自由民主党) |
| 佐々木 満(自由民主党) | 武見 敏三(自由民主党) |
| 宮澤 弘(自由民主党) | 矢野 哲朗(自由民主党) |
| 猪熊 重二(平成会) | 鈴木 正孝(平成会) |
| 都築 謙(平成会) | 西川 玲子(平成会) |
| 渡辺 孝男(平成会) | 上山 和人(社会民主党・護憲連合) |
| 渡辺 四郎(社会民主党・護憲連合) | 山田 俊昭(二院クラブ) |
| 山口 哲夫(新社会党・平和連合) | |

(参考) 主な活動経過

(一年目)

第百三十三回国会 平成七年 八月 四日	行政機構及び行政監察に関する調査会設置
------------------------	---------------------

第百三十四回国会 平成七年十一月 一日	当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じ行財政機構についても調査を行うこととし、三年間の調査テーマを「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に決定 「現行の行政監察制度の実情と問題点」について、総務庁から説明聴取、質疑 「行政不服審査等オンブズマン類似・関連制度」について、総務庁、労働省、経済企画庁及び通商産業省から説明聴取、質疑
第百三十六回国会 平成八年 二月 七日	「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」について、参考人早稲田大学政治経済学部教授岡寛光氏、広島修道大学法学部教授山谷清志氏及び社団法人全国行政相談委員連合協議会会長鎌田理次郎氏から意見聴取、質疑 「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」について、参考人東海大学政治経済学部長宇都宮深志氏、立教大学法学部教授新藤宗幸氏及び全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長皆上一三氏から意見聴取、質疑 行財政機構及び行政監察に関する実情調査のため、大阪府、兵庫県及び香川県に委員派遣 地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度の実情調査（川崎市役所） 五月二十三日 「新たな行政監視制度の法的課題」について、参考人慶應義塾大学法学部教授小林節氏、玉川大学文学部教授川野秀之氏、関西学院大学法学部教授平松毅氏及び東邦大学理学部教授元山健氏から意見聴取、質疑 調査会の調査の方向性及び今後課題とすべき事項について調査会委員間の自由討議 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定
（二年目） 第百三十八回国会閉会後 平成八年 七月 十六日 二十九日	「議会によるオンブズマン等行政統制」についての実情調査のため にイギリス、ドイツ及びフランスに議員派遣

第百三十九回国会 平成八年十二月 十二日	「国政調査権及び請願制度」について、参考人中央大学法学部教授清水睦氏、徳山大学学長浅野一郎氏、関西大学法学部教授吉田栄司氏及び前参議院外務委員会調査室長辻啓明氏から意見聴取、質疑
第百四十回国会 平成九年 一月二十八日 二月 十七日 四月 十九日 四月 四日 五月 九日 六月 九日	調査会の今後の進むべき方向性について調査会委員間の自由討議 行財政機構及び行政監察に関する実情調査のため、京都府及び奈良県に委員派遣 「参議院における行政監視等のための機関についての試案」について調査会委員間の自由討議 「参議院における行政監視等のための機関の設置について（案）」を調査会長案として提示、調査会委員間の自由討議を行い、大方の委員が了承 行財政機構及び行政監察に関する調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定

労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償 年金の支給に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 平成九年四月二十二日 参議院議長 斎藤 十朗殿 渡辺 四郎	労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償 年金の支給に関する質問主意書 労働災害により一級や二級の重度の障害等級の年金を受給している者が亡くなった場合、その亡くなった原因、死因がいわばその障害の直接原因によらなかつた場合には現在遺族補償年金の対象にならないが、永年介護をしてきた遺族、特に配偶者にとってこれは極めて切実な問題である。 その一例として、昭和三十三年十月取材中事故で重傷を負い、「頭蓋骨骨折、脳挫減創」症状固定の治癒認定を受け昭和三十三年五月九州労災病院を退院、在宅療養中小倉労働基準監督署長から第一級障害補償年金支給通知を受領、今日まで約四十年近く在宅療養を続けている被災者のケースを取り上げたい。 被災者の日常生活は、被災当初から家族の一〇〇％介護・看護の中での看病を余儀なくされている。そのため、家族（配偶者）は、被災者と二十四時間一体の生活を送らなければならない。被災者は、被災当時幼子二人を抱える四人家族で厳しく
--	---

かつ苦しい生活を強いられる中、自分が死亡した場合の家族の生活の行く末を案じ、被災者が勤務していた朝日新聞西部本社を通じて、「被災者が仮に死亡した場合の遺族補償年金の受給の有無について」小倉労働基準監督署に対し質問を行った。その回答文書は、昭和三十八年三月二十七日付小倉労働基準監督署長「小倉監収第三九二号」により質問者の朝日新聞西部本社に送付された。

「第一級障害補償年金受給者の遺族補償について」と題する回答文書の主旨は、「障害補償年金受給者死亡後業務上の負傷または疾病を直接の原因として密接な因果関係があるときは、再発として取り扱い遺族補償給付支給の対象になる。」というものであり、これを政府の「公式見解」と理解してきた。この回答については、脳挫傷治癒認定後症状再発悪化を認定された前例はなく、また、九大病院北村教授は、本件脳挫傷は九大病院で開頭手術後九州労災病院で治療後治癒認定を受けており、症状の再発悪化やそれが原因で死に至ることはまず考えられないという見解である等当初から疑問があったところである。しかるに、平成八年七月一日発行の中央経済社「最新労災保険法」(井上浩著)によると、「重度障害者死亡」の欄で「障害者が死亡すると遺族には年金は支給されない。業務上死亡に該当しないからである。それまで障害に対する年金を受けることができたのは、業務上の負傷や疾病が療養の結果なおった後に障害が残ったからである。その「なおった」はずの負傷や疾病が原因で死亡するはずはないので、当然のこととして業務上の死亡に該当しない。」と記述されている。この見解によれば、被災者のような第一

級障害補償年金受給者が死亡した場合には遺族に遺族補償年金が支給されないこととなり、「公式見解」と異なるため、以下質問したい。

一 前述の朝日新聞西部本社宛回答の昭和三十八年三月二十七日付小倉労働基準監督署長「小倉監収第三九二号」による「公式見解」については、類似のケースについて現在もお同様の取り扱いとなっていると考えてよいのか。

二 障害補償年金の受給者が死亡し、それが業務上の負傷または疾病を直接の原因として密接な因果関係があると認められさえすれば、被災者のように障害補償年金を長期間受給している者であっても、遺族補償給付支給の対象となると考えてよいのか。

三 二により取り扱われる場合とは、どのような場合か。本件のような脳挫減創の場合について具体的に例をあげて説明されたい。

四 既述の「最新労災保険法の記述内容を前提とすると、昭和三十八年三月二十七日付小倉労働基準監督署長の回答は、本件被災者の場合においても、あたかも遺族補償年金が支給されるかのような印象を与える等軽率のそしりを免れない。被災者の介護一筋に約四十年間障害と闘い、不安と苦悩の中で生活を共に送ってきた配偶者家族を思うとその心情は察して余りあるものがある。永年介護に専念してきた被災者の遺族に報いる救済策はどうなっているか。労働省として、有効な救済策をとる責務があると考え、見解を伺いたい。

平成九年六月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員渡辺四郎君提出労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償年金の支給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺四郎君提出労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償年金の支給に関する質問に対する答弁書

一について

業務上の事由による負傷又は疾病が治った後であっても、当該負傷又は疾病が原因となって再び療養を要する状態となり、又は死亡したと認められる場合には、これに対して必要な保険給付を行うこととしている。この取扱いは、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の施行以来変わらないものである。

二について

障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡の原因が、当該障害の原因である負傷若しくは疾病又は当該障害を原因とする疾病であると認められるときは、その遺族に対して必要な保険給付を行うこととしている。

三について

例えば、被災労働者が、脳挫減により神経系統の機能に障害を残した場合において、当該神経系統の機能障害を原因とする疾病にかかり、死亡したときは、その遺族に対して必要な保険給付を行うこととなる。

四について

長期間にわたり重度被災労働者の介護に当たってきた配偶者等に対しては、当該被災労働者が業務外の事由により死亡した場合においても、生活の激変を緩和し得るよう一定の援護を行っていくことが必要であるとの観点から、重度被災労働者の遺族のうち一定の要件を満たす者に対して一時金を支給する長期家族介護者援護金支給制度を設けているところである。

今後とも、本制度を活用し、重度被災労働者の遺族に対して必要な援護を行ってまいりたい。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二〇〇円 送料別